

門真市教育振興基本計画 2021

将来の自立をめざして自分の生き方を見つける子ども

【令和3（2021）年度～令和7（2025）年度】



令和3年2月
門真市教育委員会

はじめに

本市教育委員会では、平成 28（2016）年 3 月に令和 2（2020）年度までの 5 年間の計画期間とする「門真市教育振興基本計画」を策定し、計画に基づく教育施策や教育活動を実践してまいりました。

この間、グローバル化の進展はもとより、AI の活用も含めた超スマート社会の進展、また学習指導要領の大幅な改訂や教育 ICT 環境の変化など、子どもたちや教育を取り巻く環境は大きく変動しており、それに伴い教育のあり方も改めて見直していく必要が生じております。その変動に対応した教育を総合的・計画的に推進していくため、このたび令和 3（2021）年度からを計画期間とする「門真市教育振興基本計画 2021」を策定することといたしました。

本計画では、予測困難な時代で生き抜く子どもの育成を目指し、「将来の自立をめざして自分の生き方を見つける子ども」とする「めざす子ども像」を新たに設定し、教育委員会と学校双方が目標を共有した上で目標達成に向け取組を進めてまいりたいと考えております。また、めざす子ども像を実現するために門真市の子どもたちに定着すべき力についてもしっかりと共有し、一つ一つの取組を着実に進めてまいり所存です。

新型コロナウイルス感染症により子どもたちは様々な影響を受けており、学びのスタイルも変わりつつありますが、学校の果たす役割の本質は変わりません。この計画の推進にあたりましては、子どもたちの学びを保障しつつ、教育委員会と学校が一体となってめざす子ども像の実現に向けて取り組んでまいりますので、皆さまのより一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

令和 3（2021）年 2 月

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

目次

はじめに

第1章 計画の策定にあたって.....	3
1. 策定の趣旨	3
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の期間.....	5
4. 策定体制	6
第2章 門真市の教育を取り巻く状況.....	7
1. 社会の動向	7
2. 門真市の状況.....	13
第3章 門真市の教育がめざす基本的な方向性.....	28
1. 計画の基本理念.....	28
2. 基本理念を実現するための施策の方向.....	30
第4章 今後5年間に取り組む施策.....	32
施策の方向1 確かな学力の育成.....	32
(1) 学習指導要領の確実な実施.....	32
(2) 学力向上に向けた基盤づくり	36
(3) グローバル化に対応するための取組の推進.....	39
(4) 小中一貫教育の推進	42
施策の方向2 すべての子どもへの学習の支援	44
(1) 障がいのある子どもの自立支援.....	44
(2) 不登校児童生徒への支援.....	47
(3) 様々な状況下における学習機会の確保	49

施策の方向3 豊かでたくましい人間性の育み	51
(1) 自分の将来を描ける力の育成	51
(2) 豊かな心を育む教育の推進	53
(3) 開発的生徒指導の推進	56
(4) いじめ防止への取組の推進	58
(5) 人権尊重の教育の推進	60
(6) 読書活動の推進	62
施策の方向4 健やかな体を育てる教育の推進	64
(1) 体力づくりと健やかな生活習慣の確立に向けた取組	64
(2) 食育の推進	66
施策の方向5 教職員の子どもとの関わりの充実	68
(1) 教職員の人材育成	68
(2) 職場におけるハラスメントの防止	70
施策の方向6 学校の組織力向上と開かれた学校づくり	72
(1) 学校組織の改善と「チーム学校」としての組織力の強化	72
(2) 教職員の働き方改革の推進	74
施策の方向7 安全・安心・快適な学びの場づくり	76
(1) 学校施設の改善	76
(2) 新たなつながりを創る学校づくり	78
(3) 児童生徒一人ひとりの課題に沿った支援	80
(4) 子どもたちを事故や災害から守るための取組の充実	82
(5) 学校外における子どもの学習支援の推進	84
第5章 計画の推進に向けて	86
1. 計画の推進体制	86
2. 計画の進行管理	86
用語解説	87
資料編	93

第1章 計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨

門真市教育委員会では、平成28（2016）年3月に教育基本法第17条第2項に基づく本市における教育振興のための基本的な計画として、平成28（2016）年度からの5年間を計画期間とする「門真市教育振興基本計画」を策定し、様々な教育施策を実施してきました。

この間、人口減少や少子高齢化の進展、核家族化や地域のつながりの希薄化、技術革新やグローバル化の進展など社会情勢はめまぐるしく変化し、また子どもを取り巻く環境も大きく変化していることから、教育の内容もまた社会の変化に適応していかなければなりません。

このような状況の中、門真市においては、令和2（2020）年3月に「門真市第6次総合計画」を策定し、「人情味あふれる！笑いのたえないまち門真」をめざすまちの将来像に掲げ、10年、20年先を見据えた誇りと愛着が持てるまちづくりに向けた取組を進めることとしています。また、総合計画と同時期に「門真市教育大綱」についても改訂されています。

門真市教育委員会においても、「門真市教育振興基本計画」が令和2（2020）年度に終了することから、社会の変化やそれに伴う教育課題を踏まえ、新たに「門真市教育振興基本計画 2021」を策定します。

2. 計画の位置づけ

(1) 計画の法的位置づけ

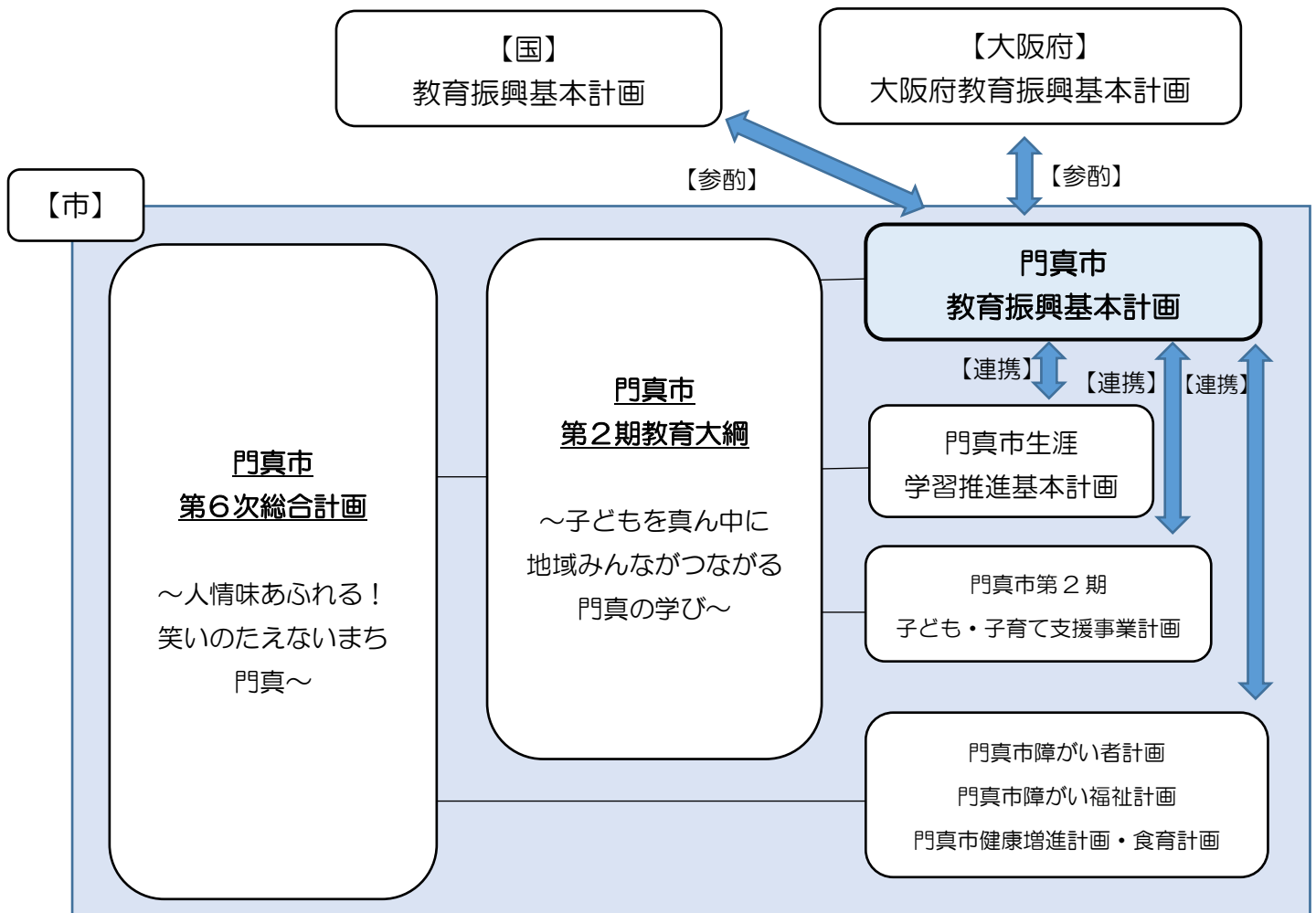
本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく本市における「地方公共団体における教育の振興のための基本的な計画」として策定します。

【参照】 教育基本法第17条
(教育振興基本計画)

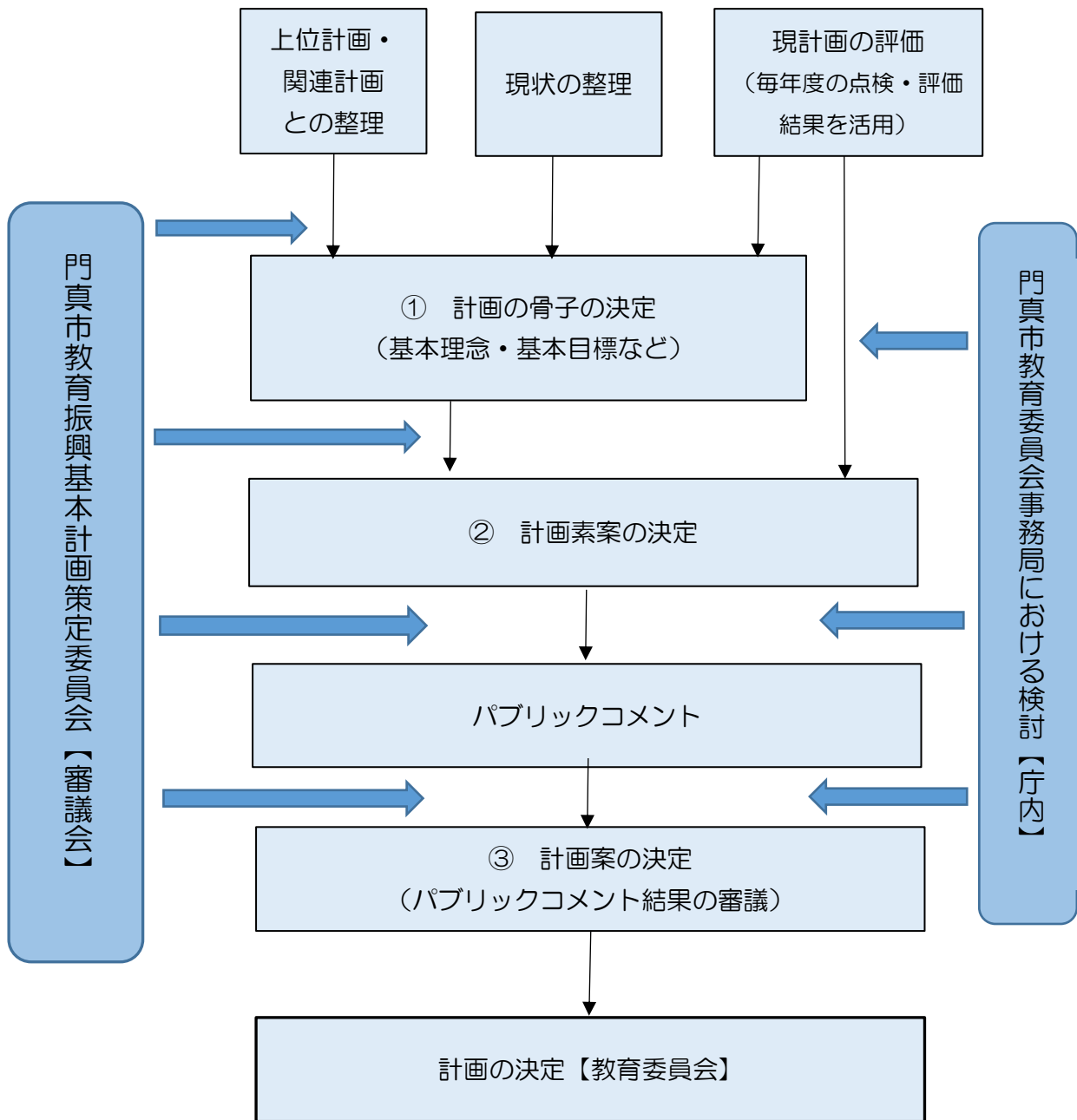
1 略

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

(2) 関連計画との関係



4. 策定体制



第2章 門真市の教育を取り巻く状況

1. 社会の動向

(1) 社会の潮流

①子どもの生活を取り巻く環境の変化

日本の人口は、平成20（2008）年をピークとして減少局面に入っており、今後も出生率の低下等によりさらなる減少に向かうと推測されています。

特に、年少人口が少なくなることにより学級数が減少するなど、学校における環境も変化してきています。また、家庭においても核家族化が進展し、地域における人間関係も希薄化するなどにより、大人との関わりが少なくなっていることが懸念される状況となっています。

②グローバル社会・情報技術の進展

現代社会は、情報通信技術の進展、交通手段の発達による容易な移動、市場の国際化の進展により、様々な分野でのグローバル化（※）が進んでいます。教育分野においても、基礎的な学力に加え課題解決能力やコミュニケーション力の向上や多様な文化への国際理解を深めることなど、グローバル化に対応するための力を身に着けることが求められています。

また、現代の技術革新により提唱された新たな社会である「超スマート社会（Society5.0）」（※）をめざすため、AI（※）の活用を含めた情報技術活用能力や情報化に応じた教育のあり方も大きく変化しています。

③持続可能な社会への意識の高まり

持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けて、社会のあらゆる主体が役割を果たすことが期待されています。SDGsは、平成27（2015）年開催の国連サミットにおいて採択された17のゴールと169のターゲットからなる人類及び地球の持続可能な開発のために達成すべき課題と具体的目標を示したもので、教育は1つの達成すべきゴールに掲げられており、目標達成に向けて積極的に取り組むことが求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(2) 近年の国の動向

国においては、教育基本法第 17 条に基づく計画として策定された平成 30(2018)年6月に第3期教育振興基本計画に基づき、様々な政策が進められています。その中の主なものは次のとおりです。

①学習指導要領の改訂

全国統一の教育水準を保つための教育課程（カリキュラム）の基準である学習指導要領が改訂され、小学校は令和 2（2020）年度より、中学校は令和 3（2021）年度より新たな学習指導要領（以下、「学習指導要領という。」）の下での教育が始まります。

学習指導要領は、「生きる力 学びのその先へ」を理念に掲げ、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング（※））の視点での授業づくり、カリキュラム・マネジメント（※）の確立を通じて、

- ・知識及び知能
- ・思考力・判断力・表現力
- ・学びの向かう力や人間性

の3つの力をバランスよく育むことをめざしています。

②教育ICT化（※）の推進

Society5.0 時代を生きる子どもたちに教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められる中、令和元（2019）年12月に「GIGAスクール構想（※）」が国により示されました。「GIGAスクール構想」では、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、子どもたち一人ひとりに公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境の実現をめざすこととされています。

③新型コロナウイルス感染症に伴う様々な取組

新型コロナウイルス感染症対策が進められる中、国において「あらゆる手段で、子どもたち誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障」し、子どもたちの学びを止めないための対策が示されました。

(3) 門真市における教育に関する取組

①門真市教育振興基本計画の推進

門真市教育委員会においては、平成 28（2016）年 3 月に「門真市教育振興基本計画」を策定し、平成 28（2016）年度から令和 2（2020）年度を計画期間として様々な取組を進めてきました。

主な取組は次のとおりです。

基本目標	実施年度	取組内容
【基本目標 1】 0歳からの15 年一貫教育で 子どもの夢と幸 せをはぐくみま す	平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・門真市版授業スタンダード（※）の推進（継続） ・市独自の学習到達度調査（小3～小5）の実施（継続） ・外国語活動支援員（※）の配置（継続） ・NET（※）事業の実施（継続） ・門真市めざせ世界へはばたけ事業（※）の実施（継続） ・市独自の35人学級編成の実施（継続） ・門真市開発的生徒指導（※）の推進（継続） ・学校給食選手権の実施（継続）
	平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・きめ細かな指導を実現する環境づくり事業の実施 ・「門真市版授業づくりベーシック（※）」を作成 ・「ようこそ門真へ」国際交流事業を実施 ・門真市いじめ防止指針の策定
	令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア・パスポート（※）の活用開始（令和2年度～）に向けた準備 ・個別の教育支援計画（※）、個別の指導計画の改訂 ・GIGA スクール構想実現に向けた準備
【基本目標 2】 多様な学びの機 会を実現する充 実した教育環境 をつくりま す	平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館司書の増員 ・適応指導教室「かがやき」の設置（継続） ・子ども悩み相談サポートチーム（※）の設置（継続）
	平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館司書の全小・中学校への配置
	令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・学校予算の裁量権の拡充に向けた準備

<p>【基本目標3】 子どもを真ん中に学校、家庭、地域、行政がつながります</p>	<p>平成 28 年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 子どもの安全見守り事業の実施(継続) • 交通専従員の配置(継続) • 「サタスタ(※)」「学び舎 Kids(※)」の実施(継続) • Kadoma 塾(※)の実施(継続)
-----------------------------------------------	-----------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

②門真市魅力ある教育づくり審議会における審議

平成 28(2016)年 11 月に、「門真市教育振興基本計画の基本理念に基づく教育のあり方について」門真市教育委員会より門真市魅力ある教育づくり審議会に対して諮問し、審議を重ねた上で平成 30(2018)年 8 月に答申がなされ、以下の5項目について提言がなされました。

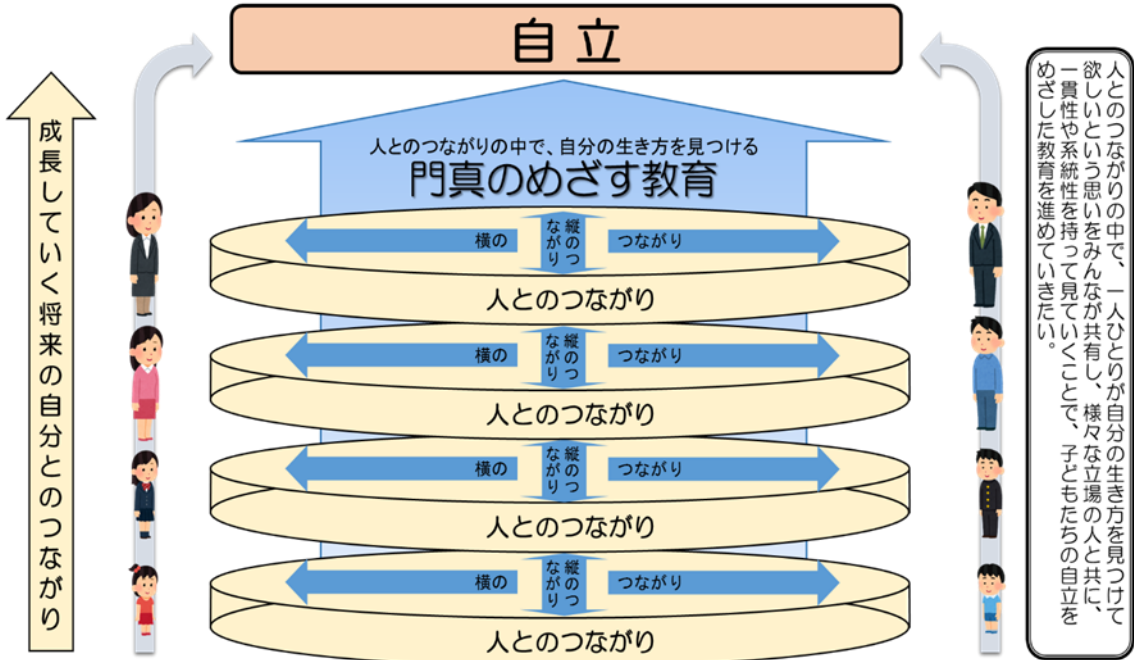
- 横のつながりや縦のつながりなど、多様な人間関係の構築をとおして主体的に学び合える学校環境づくりについて
- すべての子どもにとって安全で優しく、充実した学校施設のあり方について
- いじめ防止指針の策定及び不登校問題の対策について
- 門真の子どもたちの自己実現に向けて
- 門真の子どもたちへの支援に向けて

③門真市学校適正配置審議会における審議

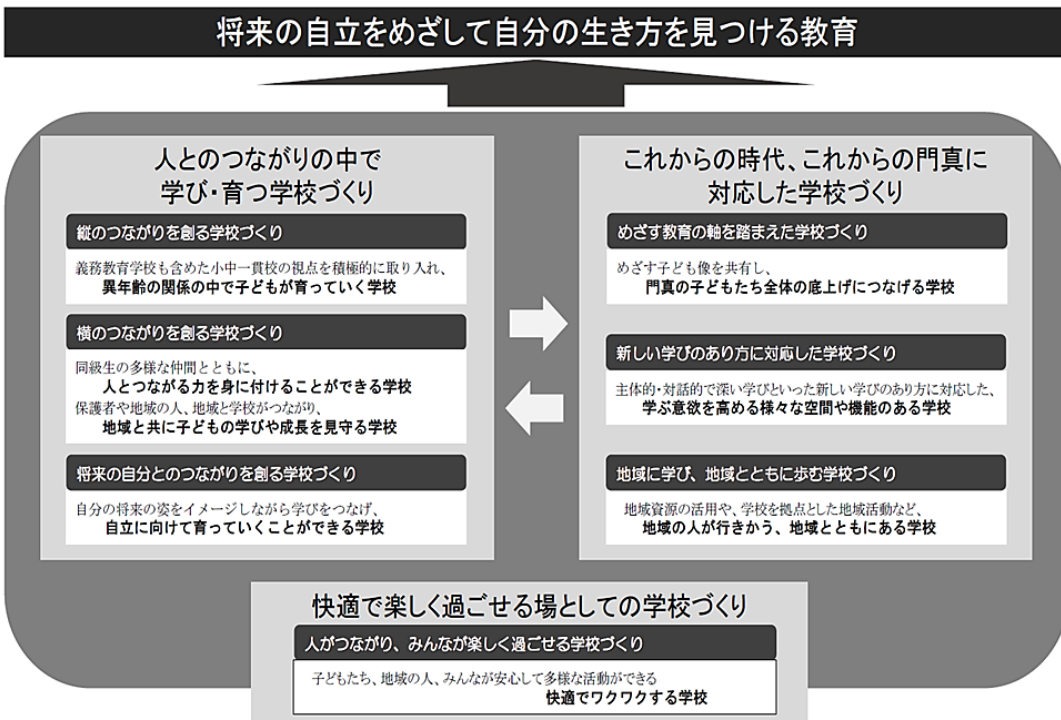
門真市魅力ある教育づくり審議会の答申の中で、「横のつながりや縦のつながりなど、多様な人間関係の構築をとおして主体的に学び合える学校環境づくりについて」及び「すべての子どもにとって安全で優しく、充実した学校施設のあり方について」提言がなされたことを受けて、門真市学校適正配置審議会において、学校の適正配置を進める前提となる「門真のめざす教育とこれからの学校づくりの方向性について」審議がなされ、その方向性と今後の小・中学校のあり方についての具体的な提言がなされました。

答申で示された「門真のめざす教育とこれからの学校づくりの方向性について」

○門真のめざす教育

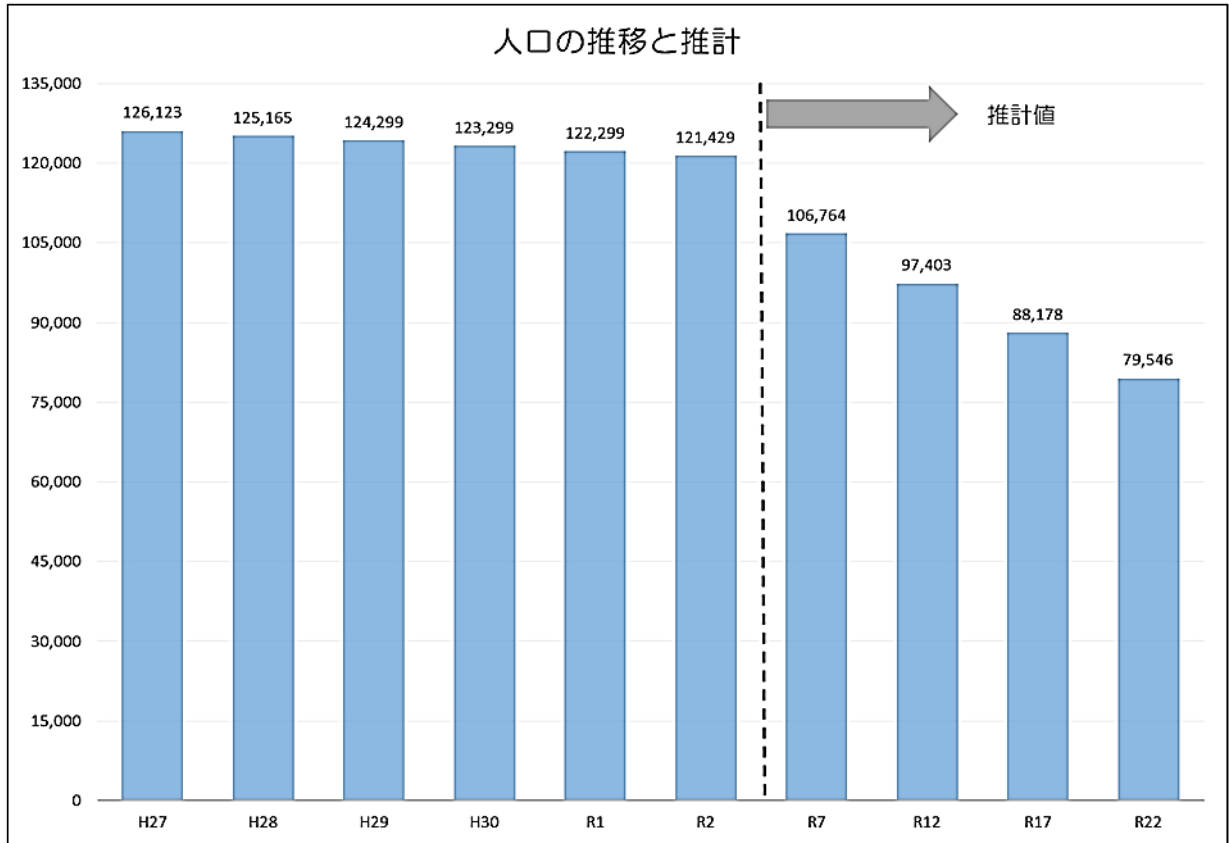


○門真のめざすこれからの学校づくり



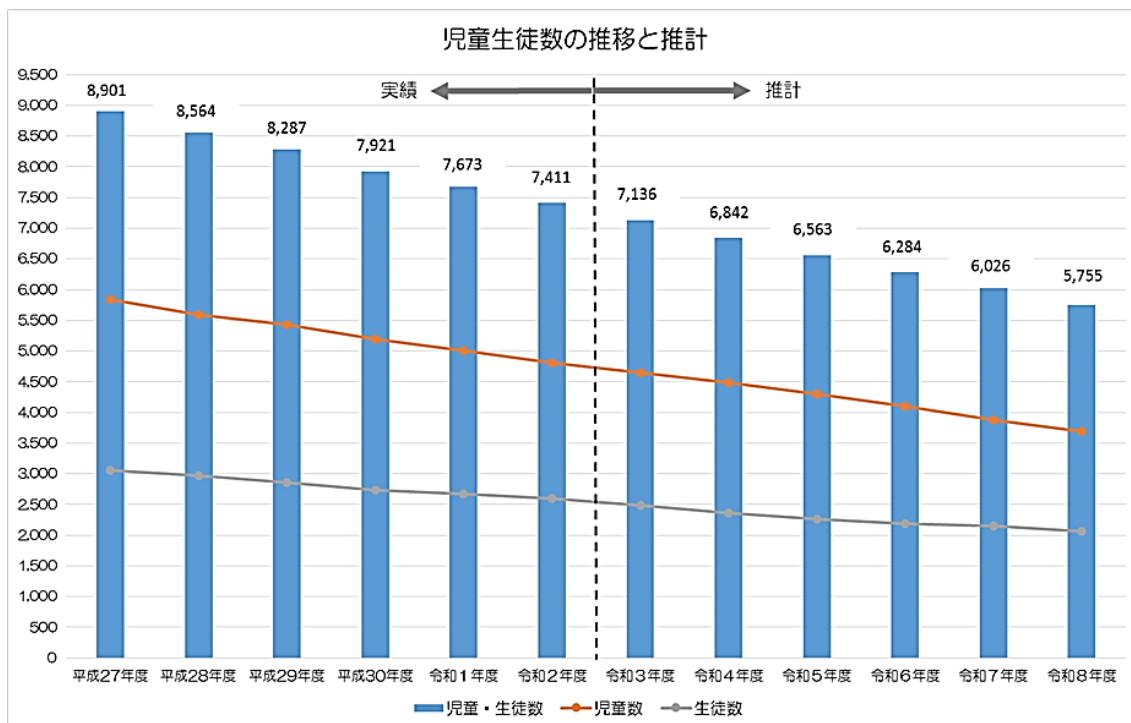
2 門真市の状況

(1) 人口の推移と将来推計



人口は毎年減少しており、今後についても人口減が見込まれています。令和7(2025)年には106,764人となり、令和22(2040)年には79,546人となることが予想されています。

(2) 児童生徒数の推移と将来推計

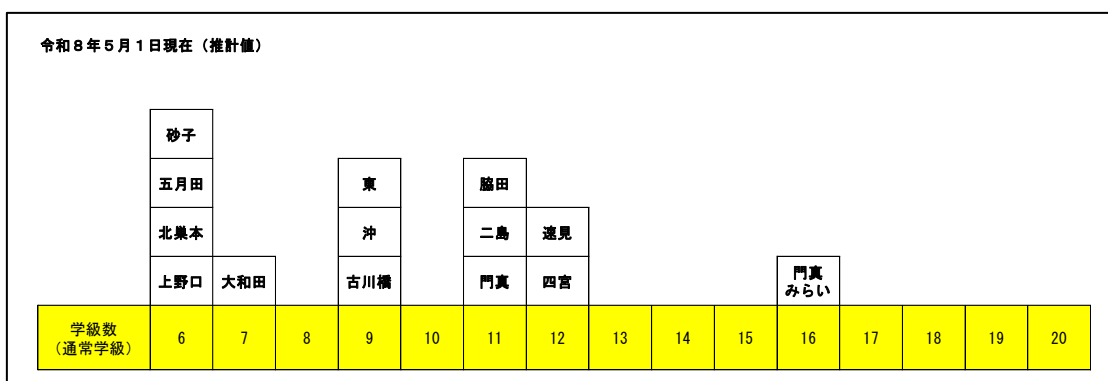
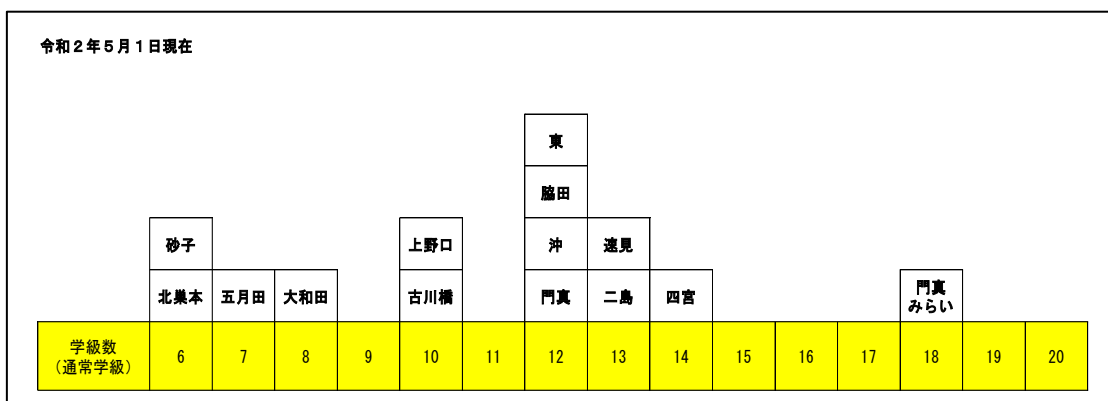


児童生徒数の推移については、人口の推移同様、年々減少していく傾向となっており、令和8(2026)年度には、5,755人となることが見込まれています。

(3) 学級数の推移

【小学校】

	学級数【学級】 () 内支援学級	教員数 【人】	児童数【人】
平成 28 年度	245 (53)	396	5,588
平成 29 年度	241 (53)	382	5,426
平成 30 年度	236 (58)	380	5,189
令和元年度	234 (64)	380	5,004
令和2年度	228 (68)	368	4,808



【中学校】

	学級数【学級】 ()内支援学級	教員数 【人】	生徒数【人】
平成28年度	110(27)	225	2,976
平成29年度	108(29)	223	2,861
平成30年度	100(27)	212	2,732
令和元年度	96(26)	210	2,669
令和2年度	98(29)	209	2,603

令和2年5月1日現在

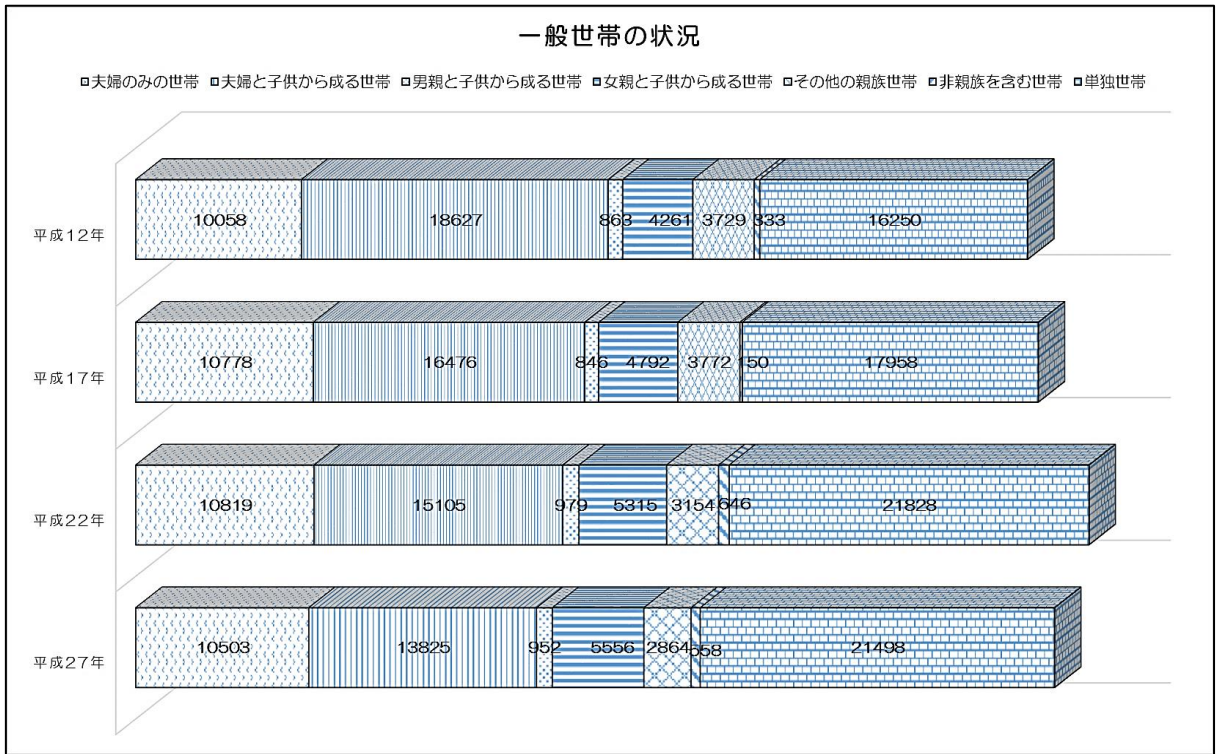
学級数 (通常学級)	6	7	8	9	10	11	門真 はずはな		14	15
							第二	第三		
				第四	第七			第五		

令和8年5月1日現在（推計値）

学級数 (通常学級)	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15

児童生徒数の減少に伴い、学級数も減少していますが、支援学級については年々増加している傾向があります。また、学校ごとの学級数を見ると、小学校においてすべての学年が単学級（1学級）の学校は令和2（2020）年度は2校ですが、令和8（2026）年度には4校となることが予想されます。

(4) 世帯数の推移

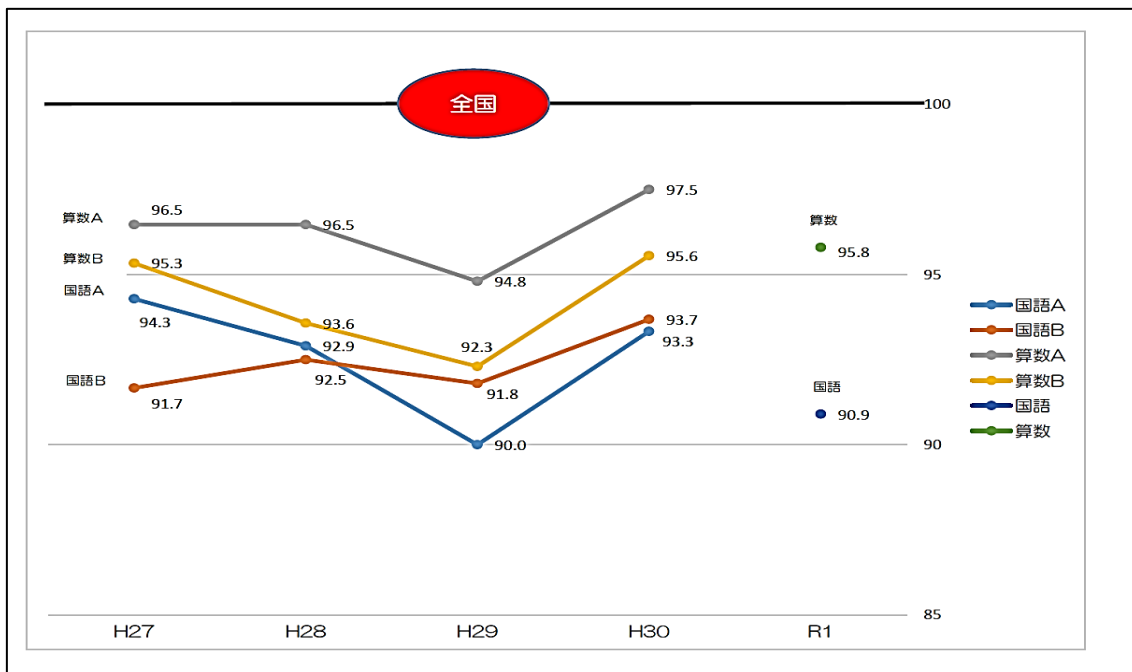


世帯状況の推移をみると、「夫婦と子供から成る世帯」が減少傾向にある一方で、「女親と子供から成る世帯」は増加傾向となっています。

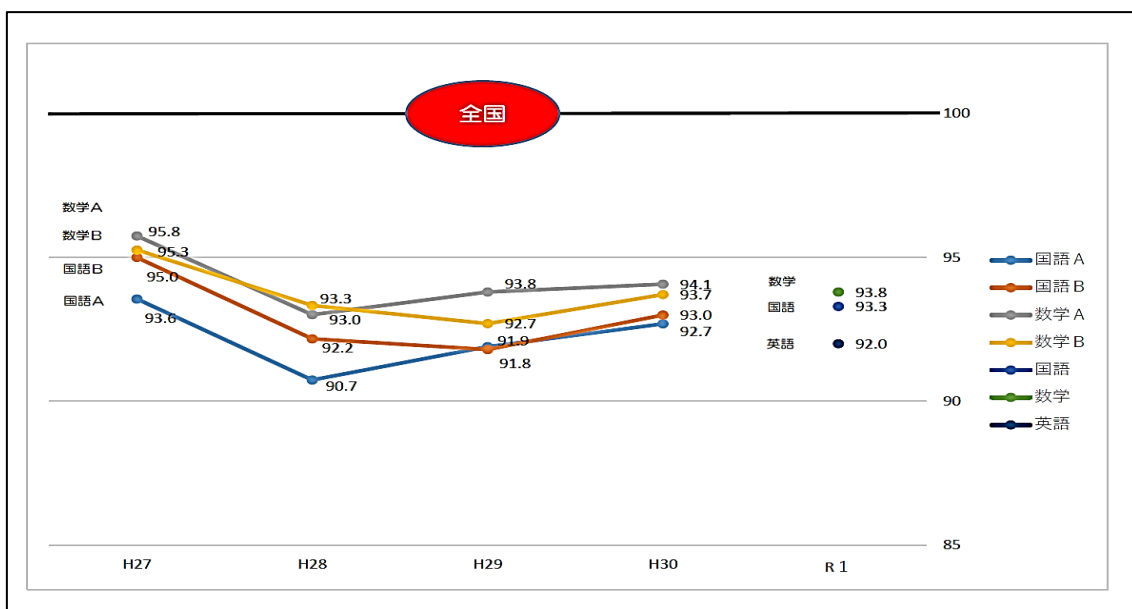
(5) 児童生徒の状況について

① 学力状況〈標準化得点を活用した対全国比経年比較〉

【小学校】



【中学校】

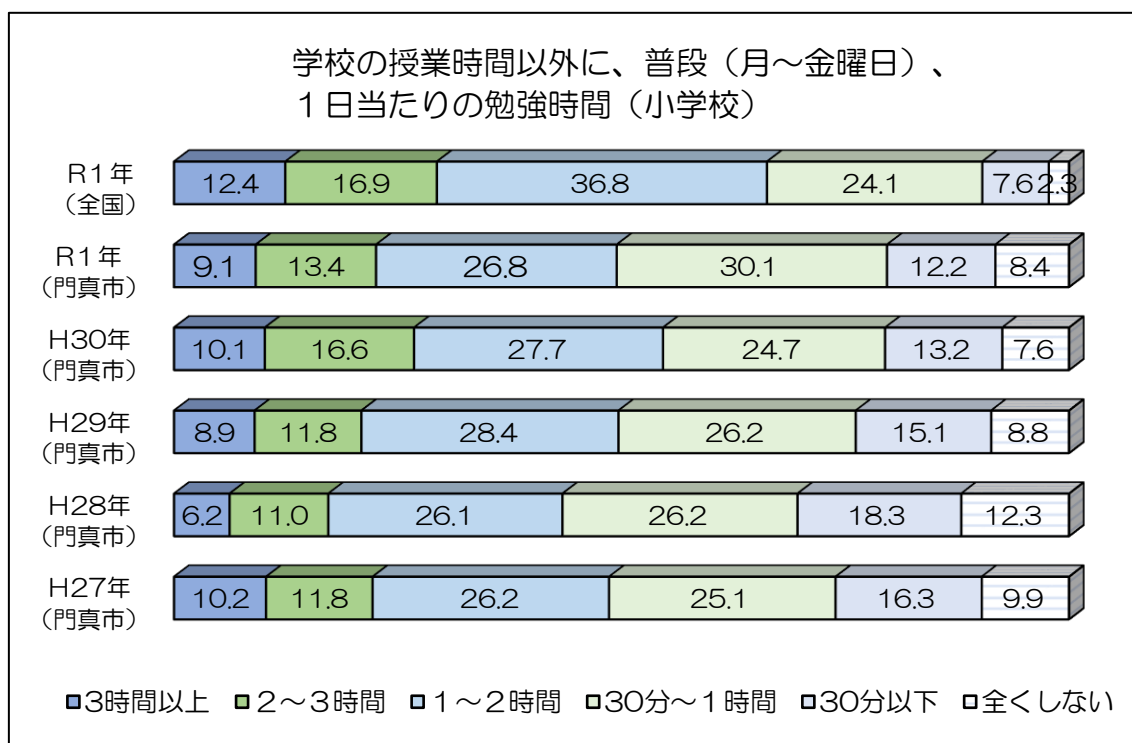


小・中学校ともにどの教科も全国平均を下回っている状況です。小学校においては、国語と比べて算数の標準化得点が高い傾向があり、中学校においては、数学、国語との差がほとんどない傾向にあります。

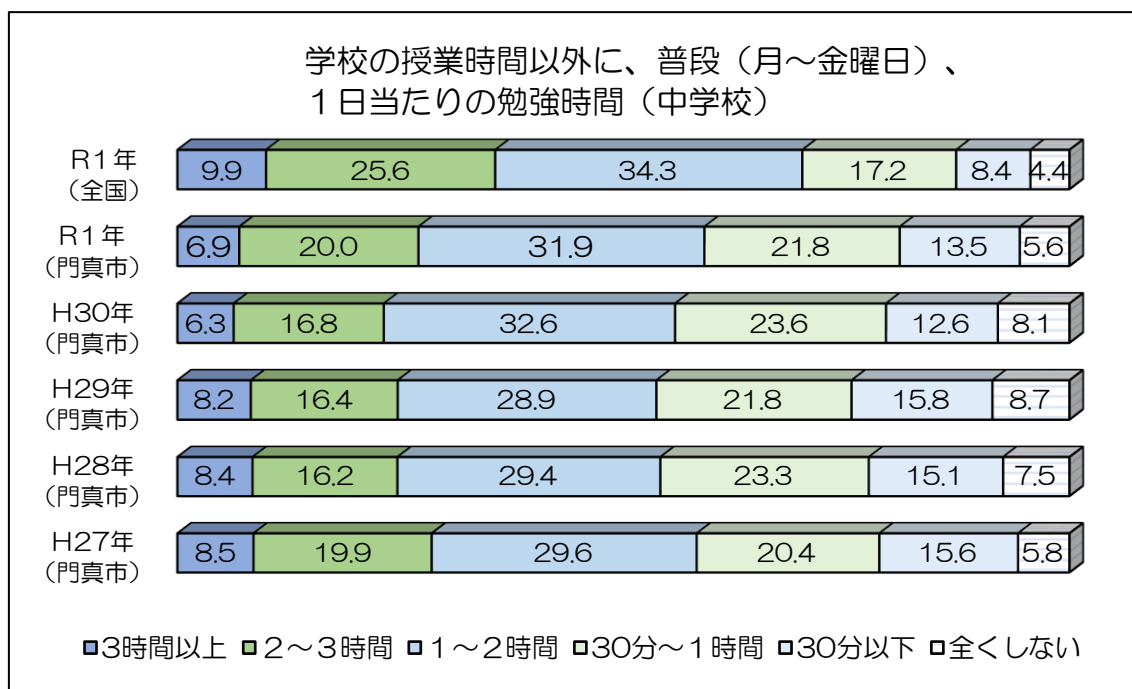
※令和元（2019）年度より算数・国語・数学についてはA・Bの区分がなくなりました。

②家庭での学習状況

【小学校】



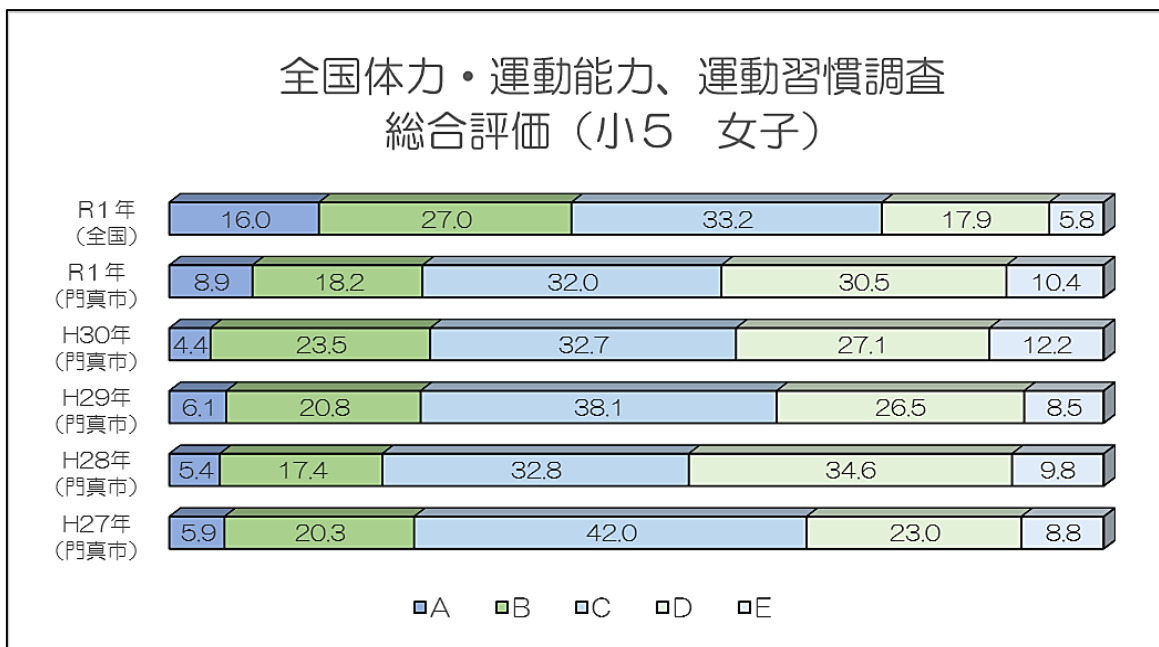
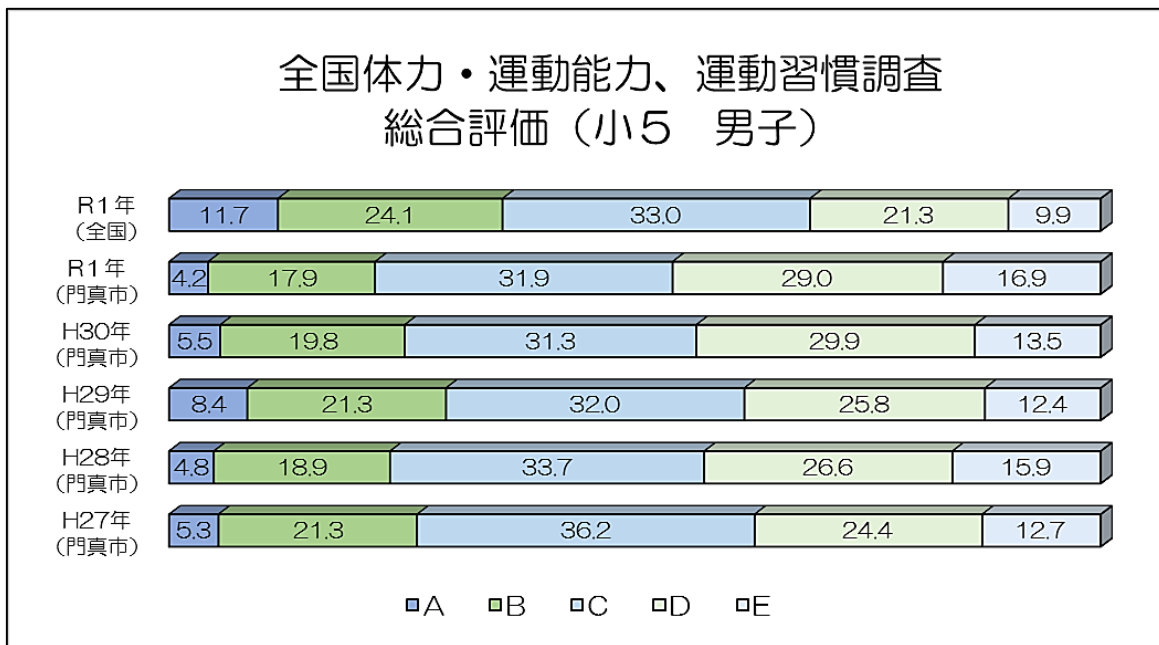
【中学校】



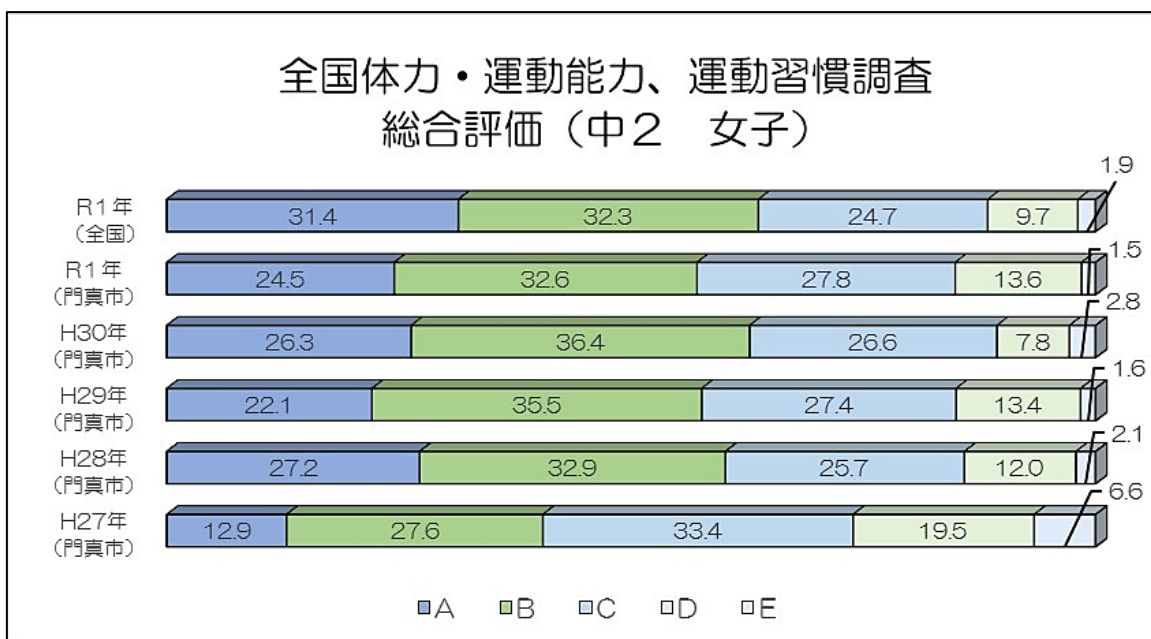
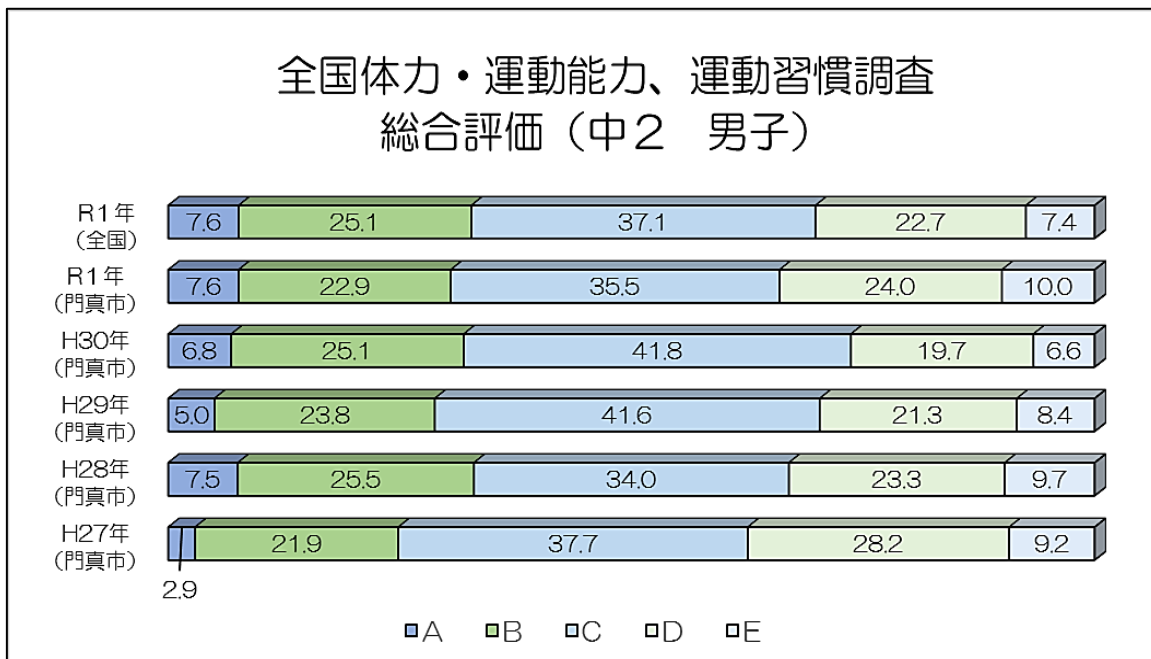
「全くしない」割合は小・中学校ともに、全国平均より上回っている状況があります。

③体力・運動能力の状況

【小学校】

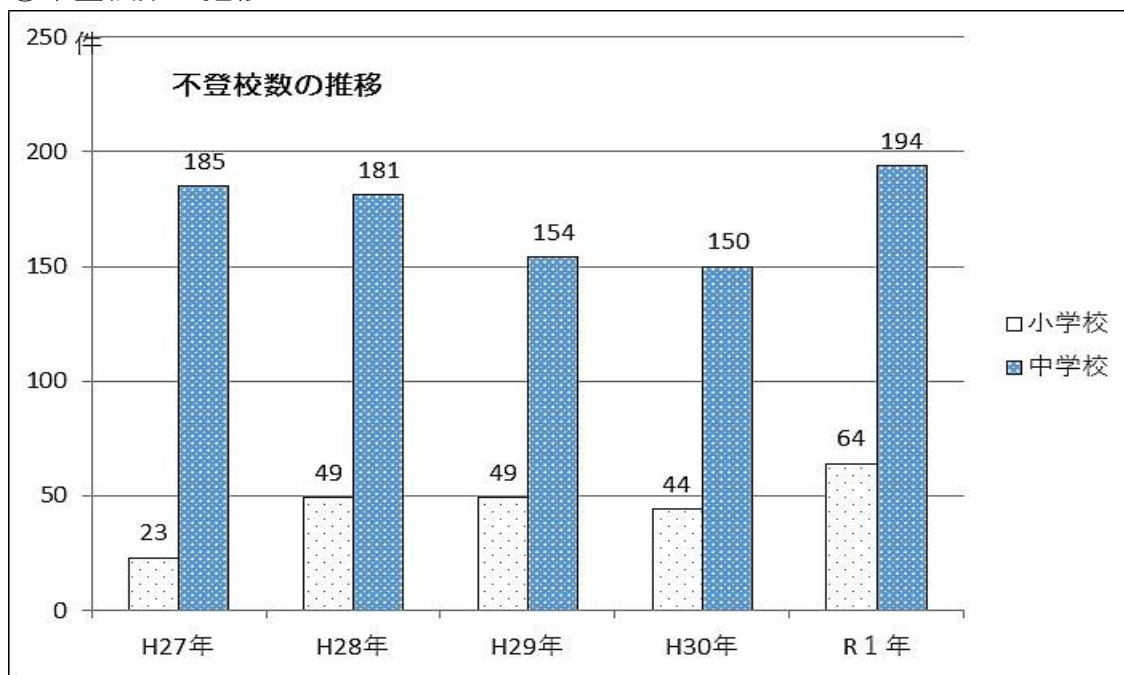


【中学校】



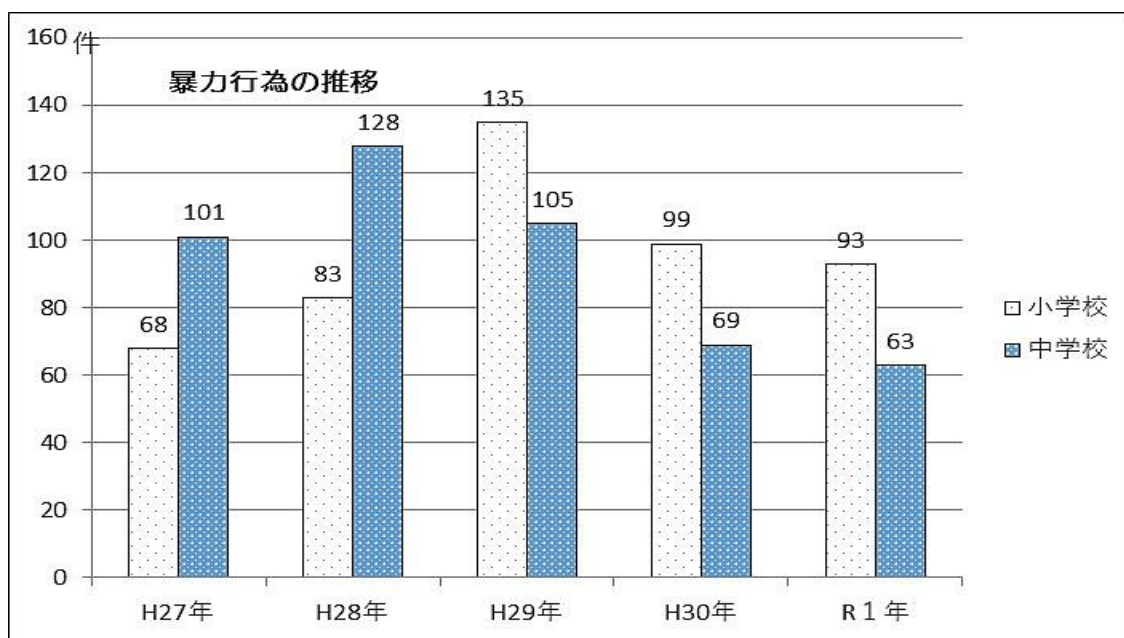
体力・運動能力の状況については、小学校段階では上位項目（A、B）が全国と差が見られますが、中学校段階では全国との差が縮まっている状況があります。

④不登校数の推移



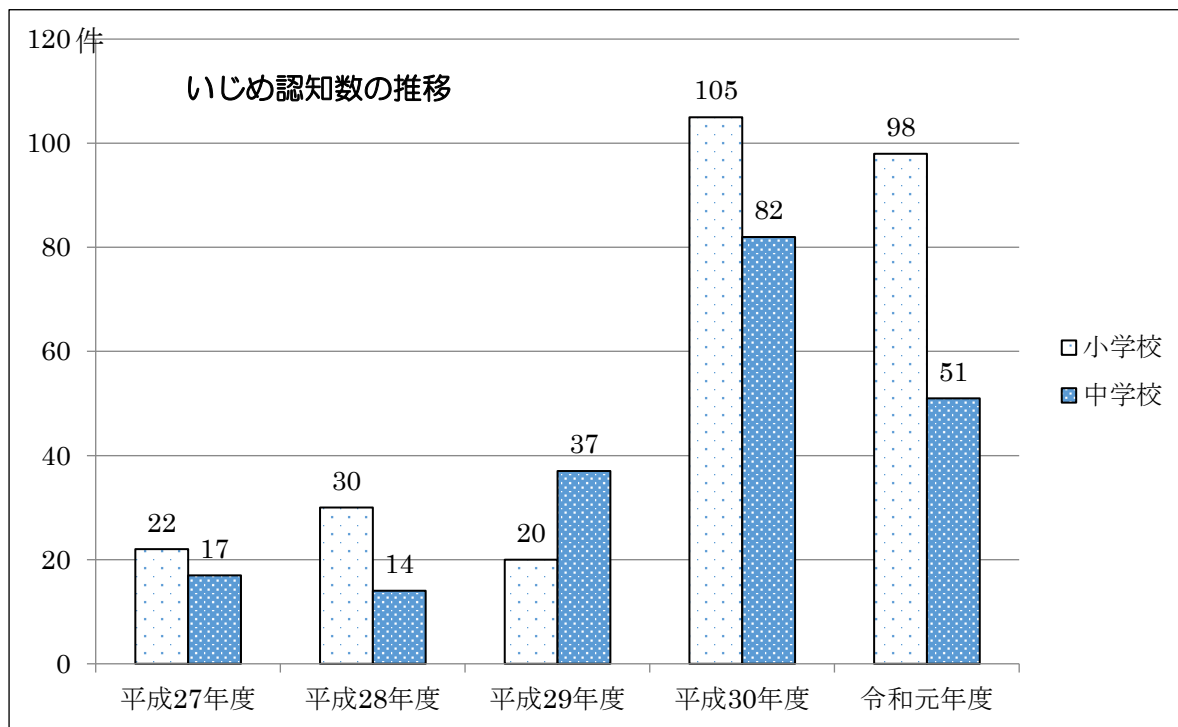
不登校に関しては、小学校に比べ中学校での数が多くなっていますが、小学校でも増加傾向が見られます。

⑤暴力行為の推移



暴力行為については、以前は中学校の件数が多くあがっていましたが、近年では小学校の数が多くなっています。昨年度、一昨年度についてみると、減少傾向にあります。

⑥いじめ認知数の推移



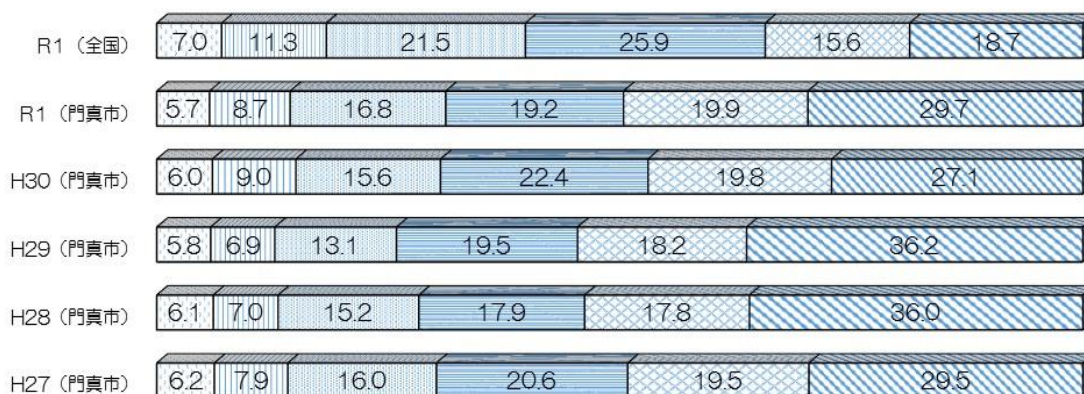
いじめの認知数につきましては、ここ数年の件数が多くなっておりませんが、いじめ認知の考え方が改められたことが影響しており、積極的にいじめ認知を行っている結果となっております。

⑦読書状況

【小学校】

学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか。（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）
（小学校）

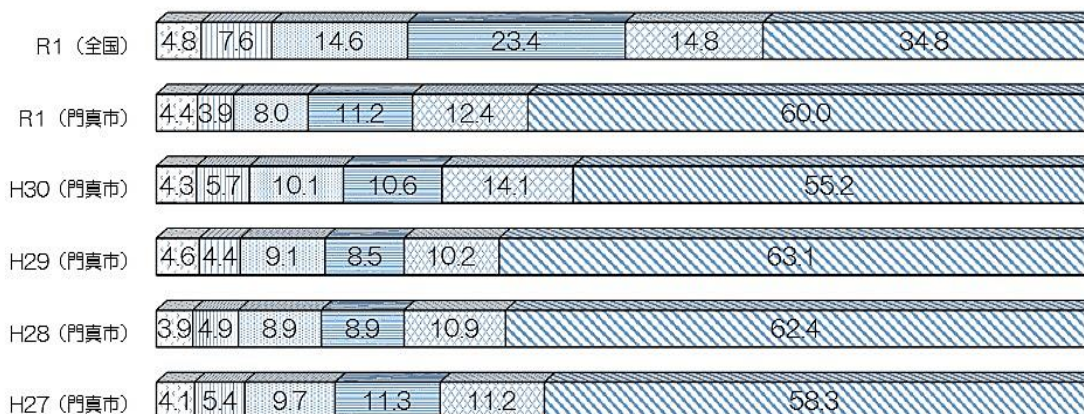
□2時間以上 □1時間～2時間 □30分～1時間 □10分～30分 □10分未満 □全くしない



【中学校】

学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか。（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）
（中学校）

□2時間以上 □1時間～2時間 □30分～1時間 □10分～30分 □10分未満 □全くしない

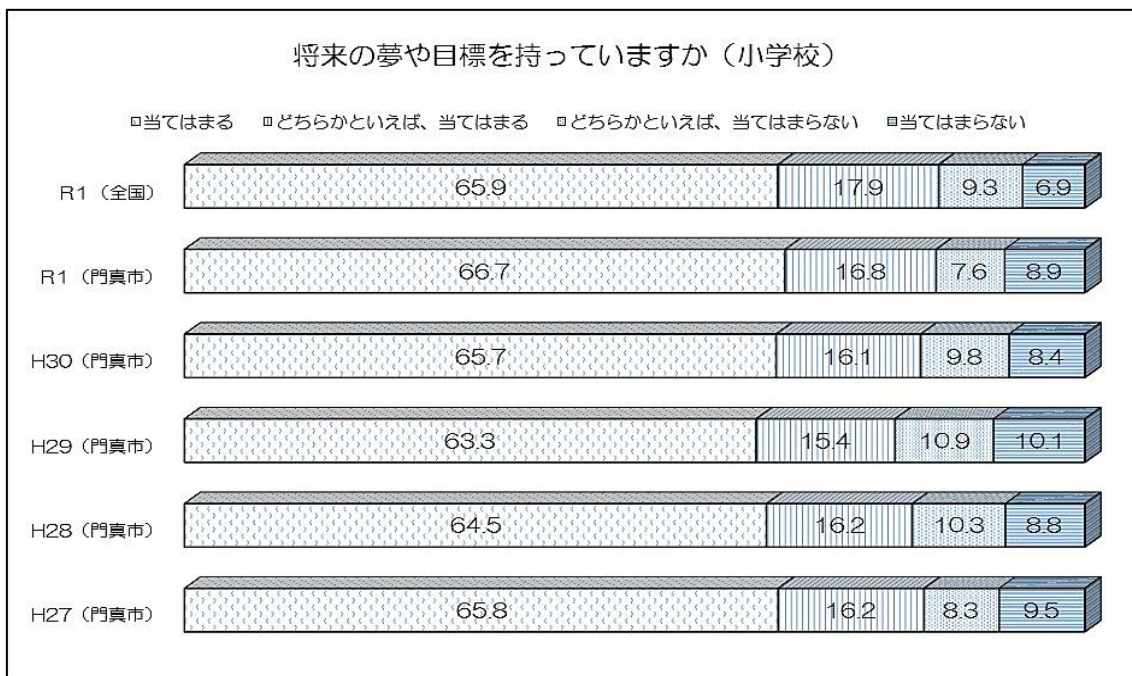


小・中学校ともに、読書を「全くしない」が1番高くなっており、全国と比較しても割合が高くなっています。

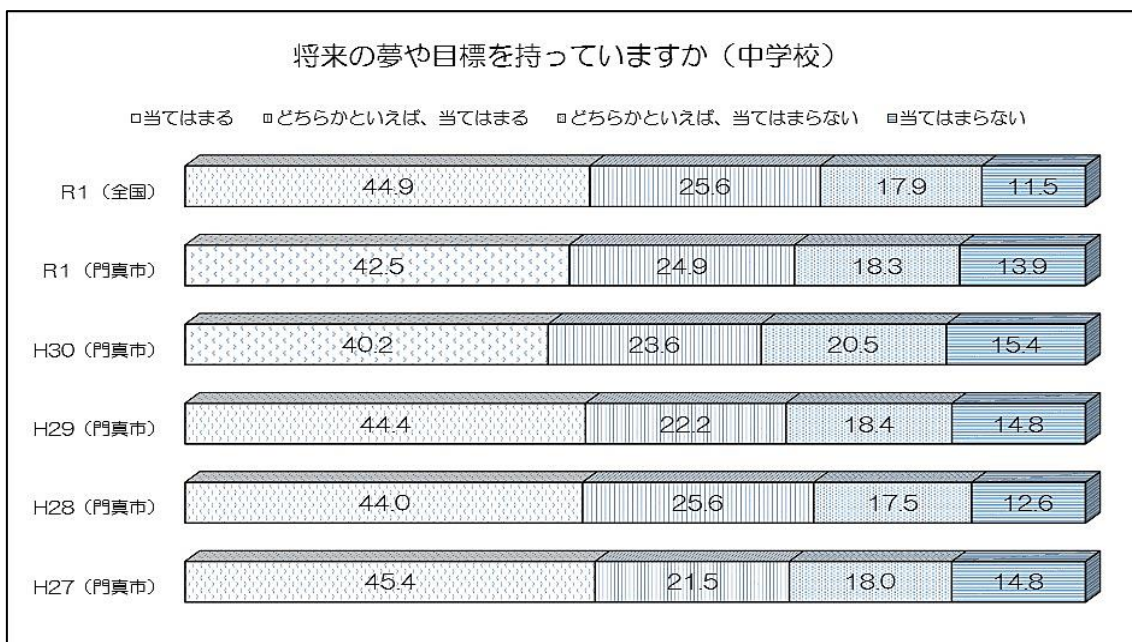
⑧自己肯定感（※）、自尊感情（※）について

（１）夢や目標について

【小学校】

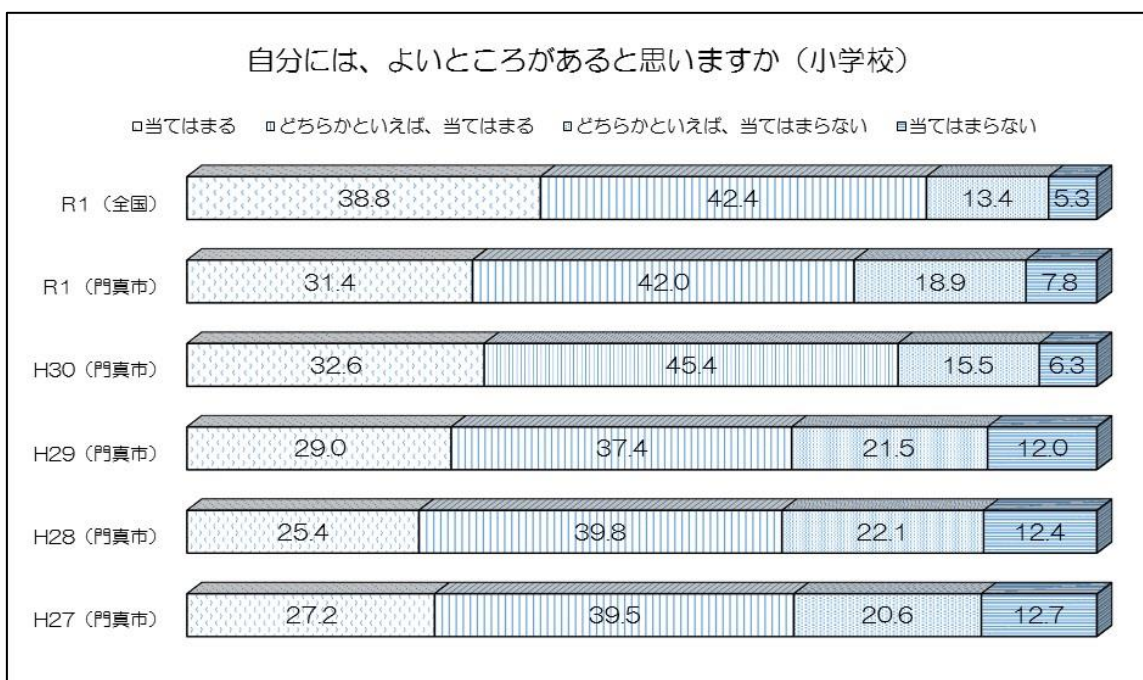


【中学校】

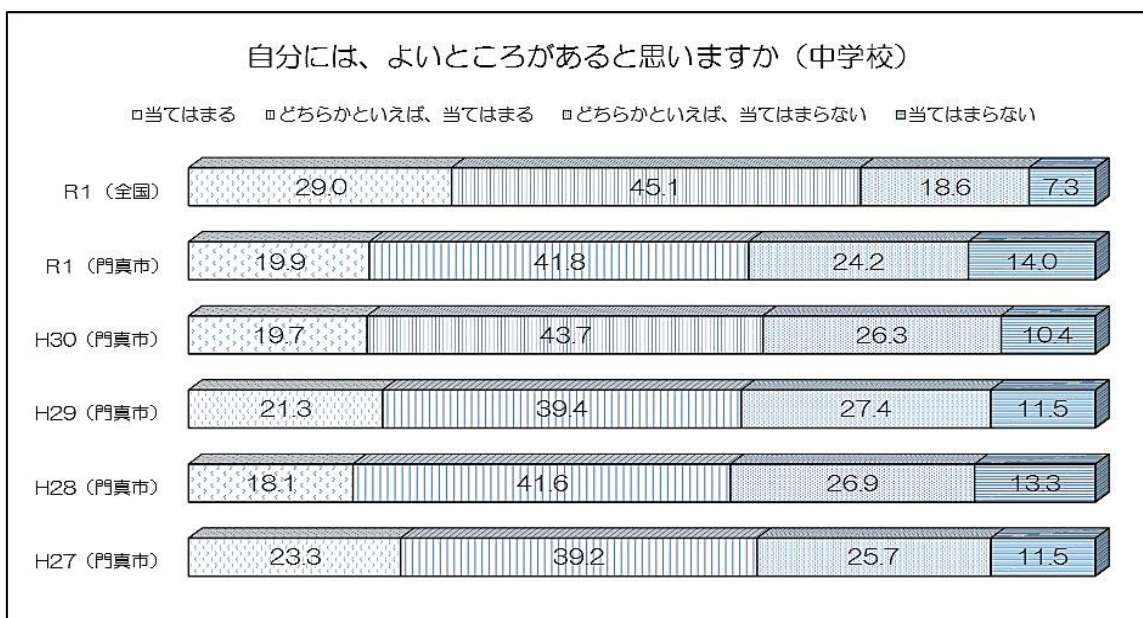


夢や目標を持っていると答えている割合は、小・中学校ともに全国との差は小さく、小学校においては、令和元年度の「当てはまる」の割合が全国を上回っています。

(2) 自分のよいところについて
【小学校】



【中学校】



自分にはよいところがあると答えている割合は、中学校より小学校の方が高い傾向が見られます。「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と答えている割合は全国と比較すると低くなっています。

(6) 学校施設の状況について

【小学校】

小学校名	建築年度	経過年数	大規模改造工事 実施年度
門真小学校	昭和 40 年	55 年	—
大和田小学校	昭和 40 年	55 年	—
二島小学校	昭和 48 年	47 年	—
四宮小学校	昭和 40 年	55 年	—
古川橋小学校	昭和 40 年	55 年	—
沖小学校	昭和 46 年	49 年	平成 27・28 年度
上野口小学校	昭和 46 年	49 年	—
速見小学校	昭和 47 年	48 年	平成 9・10 年度
脇田小学校	昭和 47 年	48 年	—
北巢本小学校	昭和 49 年	46 年	—
五月田小学校	昭和 51 年	44 年	平成 25・26 年度
東小学校	昭和 58 年	37 年	—
砂子小学校	昭和 51 年	44 年	平成 14・15 年度
門真みらい小学校	昭和 45 年	50 年	平成 17・18 年度

※令和 2 年度現在

【中学校】

中学校名	建築年度	経過年数	大規模改造工事 実施年度
第二中学校	昭和 39 年	56 年	—
第三中学校	昭和 44 年	51 年	—
第四中学校	昭和 48 年	47 年	平成 11・12 年度
第五中学校	昭和 48 年	47 年	平成 27・28 年度
第七中学校	昭和 53 年	42 年	—
門真はすはな中学校	平成 24 年	8 年	—

※令和 2 年度現在

門真市内の小・中学校は、多くの学校で築 40 年以上が経過している状況があります。全小・中学校において耐震補強工事は実施していますが、大規模改修を行った学校は 7 校となっています。

第3章 門真市の教育がめざす基本的な方向性

1. 計画の基本理念

本計画の基本理念として、めざす子ども像とともに門真の子どもたちに着けたい力を示す3つの基本目標を設定するものとします。このめざす子ども像と基本目標で構成する基本理念を実現するための施策を掲げ、それに基づく取組・事業を実施することにより計画を推進します。

【めざす子ども像】

将来の自立をめざして自分の生き方を見つける子ども

【基本目標①】

一人ひとりが輝くためにチャレンジする力をはぐくむ教育

**チャレンジ
する力**

【基本目標②】

これからの時代にたくましく生き抜く力をはぐくむ教育

**生き抜く
力**

【基本目標③】

互いの違いを認め合いながら社会の担い手として人とつながる力をはぐくむ教育

**つながる
力**

(1) めざす子ども像

「将来の自立をめざして自分の生き方を見つける子ども」

目まぐるしく変化するこれからの時代を生きる子どもたちは、様々な経験の中で自ら課題を見つけ、主体的に学び、考え、判断して行動する力や自分自身で将来を創造する力をつけることが必要です。その力をつけるためには、縦のつながり、横のつながり、将来の自分とのつながりという3つのつながりを軸に、子どもたち一人ひとりが自分の生き方を見つけることが重要であることから、門真のめざす子ども像として、「将来の自立をめざして自分の生き方を見つける子ども」を掲げることとしました。

(2) 基本目標

基本目標① 一人ひとりが輝くためにチャレンジする力をはぐくむ教育

多様な価値観や多様な人間関係の中で、子どもたち一人ひとりが志を持ち、自らの個性や強みを生かして輝くことができるよう、未来を切り開くために必要となる基礎的な力に加え、点数化されない非認知能力(※)も含めた総合的な力をつけていくことにより、チャレンジする力をはぐくむ教育をめざします。

チャレンジ
する力

基本目標② これからの時代にたくましく生き抜く力をはぐくむ教育

予測できない、変化の大きな時代において、個々に置かれている状況や様々な家庭環境に左右されず、将来の目標やその先の自立に向け立ち向かっていくために必要となる生き抜く力をはぐくむ教育をめざします。

生き抜く
力

基本目標③ 互いの違いを認め合いながら社会の担い手として人とつながる力をはぐくむ教育

子どもたち一人ひとりが社会の一員であるという意識を持ちながら担い手としての力を身に着けるとともに、他者との違いを認め合いながら多様な人たちとつながる力をはぐくむ教育をめざします。

つながる
力

2. 基本理念を実現するための施策の方向

基本理念を実現するため、以下のとおり今後取り組む施策の方向を示します。

【施策の方向1】 確かな学力の育成

【施策の方向2】 すべての子どもへの学習の支援

【施策の方向3】 豊かでたくましい人間性の育み

【施策の方向4】 健やかな体を育てる教育の推進

【施策の方向5】 教職員の子どもとの関わりの充実

【施策の方向6】 学校の組織力向上と開かれた学校づくり

【施策の方向7】 安全・安心・快適な学びの場づくり

基本理念

【めざす子ども像】

将来の自立をめざして自分の生き方を見つける子ども

【基本目標①】

一人ひとりが輝くためにチャレンジする力をはぐくむ教育

チャレンジする力

【基本目標②】

これからの時代にたくましく生き抜く力をはぐくむ教育

生き抜く力

【基本目標③】

互いの違いを認め合いながら社会の担い手として人とつながる力をはぐくむ教育

つながる力

施策の方向1 確かな学力の育成

- (1) 学習指導要領の確実な実施
- (2) 学力向上に向けた基盤づくり
- (3) グローバル化に対応するための取組の推進
- (4) 小中一貫教育の推進

施策の方向3 豊かでたくましい人間性の育み

- (1) 自分の将来を描ける力の育成
- (2) 豊かな心を育む教育の推進
- (3) 開発的生徒指導の推進
- (4) いじめ防止への取組の推進
- (5) 人権尊重の教育の推進
- (6) 読書活動の推進

施策の方向2 すべての子どもへの学習の支援

- (1) 障がいのある子どもへの自立支援
- (2) 不登校児童生徒への支援
- (3) 様々な状況下における学習機会の確保

施策の方向5 教職員の子どもとの関わりの充実

- (1) 教職員の人材育成
- (2) 職場におけるハラスメントの防止

施策の方向6 学校の組織力向上と開かれた学校づくり

- (1) 学校組織の改善と「チーム学校」としての組織力の強化
- (2) 教職員の働き方改革の推進

施策の方向7 安全・安心・快適な学びの場づくり

- (1) 学校施設の改善
- (2) 新たなつながりを創る学校づくり
- (3) 児童生徒一人ひとりの課題に沿った支援
- (4) 子どもたちを事故や災害から守るための取組の充実
- (5) 学校外における子どもへの学習支援の推進

第4章 今後5年間に取り組む施策

施策の方向1 確かな学力の育成

(1) 学習指導要領の確実な実施

現状と課題

小学校では令和2（2020）年度、中学校では令和3（2021）年度より、学習指導要領に基づいた教育活動が全面実施されます。この学習指導要領では「豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される生徒（児童）に、生きる力を育むことを目指す」と示されました。そして、「生きる力」の育成をめざし資質・能力を三つの柱で整理され、合わせて社会に開かれた教育課程の実現が求められています。さらに、教育課程では、編成・実行・評価・改善のPDCAサイクルの活用によりその質を高めていく「カリキュラム・マネジメント（※）」の手法を取り入れることや「学習の基盤となる資質・能力」に言語能力と同様に情報活用能力が位置付けられたことによる学校のICT環境を活用した学習活動の充実が求められています。また、これらの新たな学習を実践するための学校の組織体制づくりも求められています。

授業においては、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング（※））の視点から「何を学ぶか」だけでなく、「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」も重視した授業の改善が求められています。特に、新たに取り組むこと・これからも重視することとして、「プログラミング教育」「外国語教育」「道徳教育」「言語能力の育成」「理数教育」「伝統や文化に関する教育」「主権者教育」「消費者教育」「特別支援教育」の9点が示されています。

門真市においては、子どもたちの主体的な学びを促す授業づくりを進めるため作成した「門真市版授業スタンダード（※）」の推進に加え、学習指導要領において求められている力をつけるための授業改善に向けて、平成30(2018)年度に「門真市版授業づくりベーシック（※）」を作成し、令和2（2020）年度より研究指定校において実践研究を行っています。また、プログラミング教育においても、企業と連携した出前授業・出前研修を実施するなど、学習指導要領を実現するための取組を進めてきました。今後も、主体的に学ぶ力や学びの向かう意欲に加え、気持ちのコントロールや頑張る力、他者とつながる力などの非認知能力と言われる点数化されない能力も含め、門真市の子どもたちにこれからの時代につけていくべき様々な能力の育成や定着に向けて一層取り組んでいく必要があります。

また、様々な力をつけていくための新たなツールとして整備される児童生徒一人一台学習用端末の効果的な活用のため、令和2（2020）年度にICT活用検討会を立ち上げ、調査研究を進めています。

今後の方向

学習指導要領に基づいた教育活動を行うため、これまでに実施してきた取組の充実・推進・改善に加え、新たな取組についても調査研究を実施します。

学習指導要領で明記された「生きる力」の育成をめざし、資質・能力を三つの柱「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力」に整理し、「門真市版授業スタンダード」を基にした授業づくりを引き続き推進します。また、「門真市版授業づくりベーシック」を活用し、学校訪問支援や教育委員会主催研修、学力向上担当者連絡会等で、授業改善の支援を行います。さらに、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けては、まず保護者や地域と学習指導要領の趣旨や内容の共有に努め、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができるコミュニティ・スクールや地域学校協働活動を視野に入れ取組を進めます。

カリキュラム・マネジメントの実施においては、教科等横断的な視点での授業の組立・教育課程実施状況の評価・改善、教育課程の実施に必要な体制の確保に取り組みます。

プログラミング教育については、年間指導計画や教員の授業力向上を図りながら、小・中9年間の系統性のある授業づくりなどの取組を進めます。

また、学校のICT環境を活用した学習を進めるため、先進的に取り組んでいる学校における取組を「ICT活用検討会」で集約し市内全校へ発信するなど、ICT機器の効果的な活用に向けた取組を進めます。

めざす指標

		現状 (令和元年度)	目標数値 (令和5年度)	目標数値 (令和7年度)
授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいると思う児童生徒の割合	小	73%	77.7% (全国平均)	79% (全国平均以上)
	中	67.4%	74.8% (全国平均)	76% (全国平均以上)
児童・生徒の間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりできていると思う児童生徒の割合	小	70%	74.1% (全国平均)	76% (全国平均以上)
	中	63.1%	72.8% (全国平均)	74% (全国平均以上)

【全国学力・学習状況調査】

主な取組

①学習指導要領に基づいた授業の推進

学習指導要領を踏まえた授業内容の改善を行うため、「門真市版授業づくりベーシック」に基づいた単元指導目標の達成に向けた授業づくりを、各学校において計画的、系統的、組織的に推進します。また、子どもたちの主体的な学びを促す授業づくりを進めるため、「門真市版授業スタンダード」を踏まえた授業づくりを推進するとともに、各学校の課題に正対した授業研究や研修を行うなど、指導要領の確実な実践に向けた取組を進めます。

さらに、教育活動の質を向上させ、学習の効果を最大限に高めるため、学校全体で児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の配分、必要な体制の確保等の改善を図るカリキュラム・マネジメントを推進します。また、教育委員会としても、各学校において「教育課程の実施状況の評価改善」がPDCAサイクルに基づいて行われているか指導助言するとともに、教育課程の実施に必要な体制の確保について支援します。

②社会に開かれた教育課程の推進

学習指導要領に新たに位置づけられた「社会に開かれた教育課程」を実践するため、子どもたちが自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力を教育課程において明確化し、育てていくとともに、教育課程の実施にあたっては地域の人的・物的資源の活用や地域から学ぶ機会の確保など、学校教育を学校内だけではなく、地域とその目標の共有や連携を図るための取組を進めます。

③プログラミング教育の推進

学習指導要領において、学習の基盤となる資質・能力として「情報活用能力（情報モラル（※）を含む。）」が明記され、その情報活用能力の育成を図るための学習活動の一つとして、プログラミング教育があげられています。そのため小・中9年間の系統性を意識しながら、各学校においてプログラミング教育の年間計画を作成した上で、授業力向上のための研修実施や企業・大学と連携した出前授業を行うなど、プログラミング的思考力の向上に取り組みます。

④ICT 機器の活用

GIGA スクール構想のもとでの ICT 機器を活用した学習活動を推し進めるため、ICT 活用検討会を中心に、児童生徒の学習用端末等を効果的に活用した授業づくりに向けた調査研究を行います。また、スムーズに活用できるよう、各学校での活用事例も収集しながら、活用モデル集を各学校に配付します。また、各学校においては、ICT 支援員などの専門的知識を持った人材の活用も視野に入れつつ、情報担当教員を中心に、ICT 機器の活用方法の研究および授業改善に向けた取組を進めます。

⑤非認知能力の育成

大阪府が実施する新学力テスト（小学生すくすくテスト）における児童の意識調査も踏まえ、本市でもキャリア教育（※）などさまざまな教育活動において非認知能力の育成に努めます。

(2) 学力向上に向けた基盤づくり

現状と課題

門真市における学力向上に向けた取組として、平成 24（2012）年度に外部有識者等による学力向上対策委員会を設置し、その提言から「授業改善」「学校組織改善」「家庭学習改善」「生徒指導改善」の4観点を中心に取組を行ってきました。その結果、平成 30（2018）年度の全国学力・学習状況調査では、平成 19（2007）年度と比較すると、小・中学校の全ての教科で結果に上昇が見られ、全国学力・学習状況調査質問紙においても、平成 19（2007）年度と共通する学習に関する項目全てにおいて、結果に上昇が見られました。

しかしながら、全国学力・学習状況調査の結果では門真市平均は全国平均とは差があり、更なる授業改善や学力向上の取組を進めていく必要があります。

そのため、教育委員会においては、令和 2（2020）年度に「門真市学力向上アクションプラン（※）」を策定し、プランに基づく授業改善や学力向上に向けた取組を進めており、今後もさらに推進していく必要があります。

今後の方向

「門真市学力向上アクションプラン」に基づき、児童生徒が授業で学習した内容を確実に身につけ、学ぶ意欲や自尊感情を高めていけるよう、学習指導要領を踏まえた授業改善に取り組みます。また、教科の特性や指導内容、児童生徒の学習の定着状況を踏まえた、習熟度別や教科担任制等、よりきめ細やかで効果的な指導を実施し、「生きる力」を育む教育活動を実践した児童生徒の学力向上に努めます。

さらに、学習指導要領で求められている力の定着状況を測る全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、各学校で実施している授業等の有効性について検証を行うため、学識経験者等へ助言を求めながら分析方法の見直しを行い、さらに効果的な授業改善・学力向上の施策につなげるための取組を実施します。

また、大阪府が実施する小学生新学力テスト・中学生チャレンジテストと合わせて門真市独自の学習到達度調査を活用することで、小学 3 年から中学 3 年まで、児童生徒一人ひとりの学力を系統的に見取り、授業改善や学力向上の取組が効果的に行われているかの検証を行います。

一方、様々な課題解決に向けた取組を行っている学校に対して支援ができるよう教育委員会の体制についても充実を図ります。

めざす指標

全国学力学習状況調査における全国を 100 とした時の門真市の標準化得点				
		現状 (令和元年度)	目標数値 (令和5年度)	目標数値 (令和7年度)
小学校	算数	95.8	100 (全国平均)	102 (全国平均以上)
	国語	90.9	100 (全国平均)	102 (全国平均以上)
中学校	数学	93.8	100 (全国平均)	102 (全国平均以上)
	国語	93.3	100 (全国平均)	102 (全国平均以上)
	英語	92.0	100 (全国平均)	102 (全国平均以上)

主な取組

①門真市学力向上アクションプランの推進

令和5(2023)年度までに門真市の児童生徒の学力を向上させることをめざし令和2(2020)年度に策定した「門真市学力向上アクションプラン」を、全教職員が十分に理解し進めることができるよう周知を図った上で、教育委員会と各学校が一体となってプランに基づいた取組を推進します。

②門真市学習到達度調査等の実施及び活用

全ての児童生徒の学力の状況を測るため、小学3年生から中学3年生のうち、全国学力・学習状況調査や大阪府チャレンジテスト、大阪府新学力テスト(小学生すくすくテスト)等の調査対象となっていない学年の児童生徒を対象に門真市学習到達度調査等を実施し、学力の経年比較による実態把握を行います。加えて、調査結果については分析・総括を行い、各学校の傾向及び児童生徒一人ひとりの学力を系統的に見取り、授業改善等今後の学力を高める効果的な施策につなげます。また、より効果的な分析が実施できるよう外部委託も視野に入れ、分析手法についても改善を図ります。

③質の高い授業づくり

各学校において校長のリーダーシップのもと、授業改善や学力向上のための効率的な授業研究体制を確保できる学校環境の構築に取り組みます。また、授業づくり研修の効果的な実施や先進校への授業視察等を行うことにより、教員の授業力の向上に取り組みます。さらに、学力向上に向けたモデルとなる教育研究指定校や重点支援校を指定し、スクールアドバイザー等による教育委員会の支援を行うとともに、その効果的な取組を全学校に発信し、門真市全体での教員の授業力向上につなげます。

④組織体制の強化と目標の共有

これまでの学力向上に関する取組や各種調査結果についての再検証・分析から事業改善を図り、課題や目標、取組方針について、教育委員会と各学校が共有しながら学力向上の取組を進めます。そのため、教育委員会においては指導主事が専門性を発揮し、さらに充実した学校への支援・指導助言が実施できるよう体制強化を図ります。各学校においては、校長がリーダーシップを発揮して、教職員が一体となり学校教育目標達成や学力向上に向けた取組が着実に実施できるよう、首席・指導教諭・教務主任、学力向上、支援教育、生徒指導の各担当教員等、学校運営を支える立場を担える人材の育成に取り組みます。

(3) グローバル化に対応するための取組の推進

現状と課題

近年、グローバル化の急速な進展により、英語をはじめとした外国語の豊かな語学力や外国語を活用したコミュニケーション能力は、幅広い業種の職業や生活に必要なものとなっています。この状況を踏まえ、学習指導要領において外国語教育の改善についての取組が位置付けられたところです。小学校の中学年において「聞くこと」「話すこと（やり取り）」「話すこと（発表）」の三つの領域を設定し、コミュニケーションを図る素地を育成した上で、高学年において「読むこと」「書くこと」を加えた教科として外国語を導入し、中学校では、こうした小学校での学びを踏まえ、五つの領域の言語活動を通してコミュニケーションを図る資質能力を育成するとされています。

これまでの間、門真市においても、学習指導要領に基づいた小学校外国語教育として、小学校において市独自に外国語教育支援員（※）の配置を行い、小学校教員が授業を行うことのできる体制の整備を進めるとともに、令和2（2020）年度より、デジタル教科書の導入・小学校外国語専科教員の配置を行うなどの体制の整備を行ってきました。

一方で、中学校においては、学力テスト（中学生チャレンジテスト）における英語の結果が全国及び大阪府を下回っていることから、デジタル教科書の導入やNET（外国人英語講師）の活用、大阪府チャレンジテストの結果分析の学識経験者等への依頼、英語改善授業研修の実施などの授業改善に向けた取組を進めていますが、今後も引き続き、指導の充実に向けて取組を進めていく必要があります。

今後の方向

学習指導要領に対応するため、新たに始まった小学校外国語教育の充実、中学校外国語教育の推進、そして小中学校9年間を見据えた英語教育の系統ある授業づくりを行っていく必要があります。そのため、ICTやNET（外国人英語講師）等の活用や教員の指導力向上などによる指導体制を整えながら、外国語教育を推進します。また、学校外においても、外国語の学習支援等を行う関係事業者と連携しながら外国語に触れる様々な機会の場づくりを通じて、子どもたちの外国語への学習意欲を向上する取組を推進するなど、グローバル化に対応した人材づくりに取り組みます。

めざす指標

		現状 (令和元年度)	目標数値 (令和7年度)
外国語（英語）の授業は楽しいと思う児童の割合	小	75.7%	90% (9割の児童)
自分の将来や、これからの社会で生きていくために、英語を身に付けることは大切なことだと思う生徒の割合	中	83.8%	90% (9割の生徒)

【門真市教育委員会調べ】

主な取組

①外国語（英語）教育の充実

小学校においては小学校英語専科教員を、中学校においてはNET（外国人英語講師）を一層活用するとともに、日常的な場面を想定した授業内容とするなど、幅広いコミュニケーション能力を身につけることができるよう取り組みます。

特に、外国語教育に関する授業力を向上するため、小学校英語専科教員と中学校英語教員が一体となって、学びの連続性を考慮し小・中9年間を通じた英語授業づくりを推進するとともに、主に中学校に配置するNETの学校での活用に向け取組を進めます。合わせて、中学校英語教育の授業力向上に向け、学識経験者等に学力テスト結果や現在実施している授業の検証及び分析を依頼しそれに基づいた授業改善を進めます。

②「めざせ世界へはばたけ事業」の推進

門真市と世界を舞台に活躍する人材を育成するため、本市在住の中学生に英語による意見発表の機会として中学生英語プレゼンテーションコンテストや英語体験学習を実施し、英語学習に対する意欲と実践的な英語コミュニケーション能力の向上を図ります。

③世界に関心を持つ機会づくりや海外の子どもたちとの交流の機会づくり

大阪府においては、大阪・関西万博をはじめとした国際的なイベントの実施が予定されていることやICTやメディアの発達により、様々な国際情勢に関する情報に触れる機会が増えています。今後、ICT機器の活用による海外の子どもたちとのオンラインでの交流を図るなど、教育課程を通じて子どもたちが世界に関心を持てるような取組を進めます。

(4) 小中一貫教育の推進

現状と課題

学校現場においては様々な教育課題が山積しており、また、児童生徒の発達の早期化等も指摘されている中、これまでの小学校、中学校という、いわゆる6・3制の枠組みでは課題への柔軟な対応が難しくなっている現状があります。

門真市においては、こうした状況への対応として、平成19(2007)年度に「門真市小中一貫教育推進プラン」を策定し、小学校と中学校が連携し、義務教育9年間を見通す中で、児童生徒の発達段階に応じたきめ細かな学習指導や生徒指導に取り組むことを理念とした小中一貫教育を進めてきましたが、9年間を通じた教育課程の編成や、小学校同士の小・小連携については課題が見られます。子どもたちが将来の自立をめざして、自分の生き方を見つけることができる教育を行うためには、小・中学校が系統性・連続性を踏まえた「小中一貫教育」をより一層推進する必要があり、加えて就学前教育との連携についても重要となっています。

今後の方向

「門真市小中一貫教育推進プラン」は、策定から10年以上の歳月が経過しており、子どもたちを取り巻く学習環境や社会情勢も大きく変化しています。そのため、これまでの取組を総括した上で課題を分析し、小中一貫教育を進めていく必要性や取組を進める際の留意点等を整理し、「門真市小中一貫教育推進プラン」の見直しを行います。また、見直したプランを各学校へ共有することにより、実効性のある小中一貫教育の推進に向けた取組を進めます。

また、門真市学校適正配置審議会(※)においても義務教育9年間の連続性を大事にして子どもたちを育む教育を行うという考え方のもと、小中一貫校、義務教育学校の設置にも言及されています。

今後新たに創られる小中一貫校、義務教育学校についてはもちろんのこと、それ以外の学校についても、中学校区において9年間の連続性を意識し、小中一貫教育を推進します。

また、就学前の時期は就学後の学習を含めた様々な力を養うための基礎となる重要な時期であるとの認識のもとで、就学前教育との連続性を確保できるよう、関係部局と連携した取組を進めます。

めざす指標

	現状 (令和2年度)	目標数値 (令和7年度)
「門真市小中一貫教育推進プラン」の見直し業務進捗率	0%	100% 【完成・全校共有】

【門真市教育委員会調べ】

主な取組

①小中一貫教育の更なる推進

子どもたちが異年齢や異学年の子どもとの「縦のつながり」や「将来の自分とのつながり」を創るとともに、義務教育期間である9年間の系統性・連続性を大切にされた教育活動を行う小中一貫教育を一層推進します。推進に当たっては、小・中学校のそれぞれの教職員が義務教育9年間の全体像を把握した中で、それぞれの段階で身につける資質や能力を共有し、小学校から中学校へのスムーズな接続を意識した「緩やかなリレーゾーン」を創ることを教員が意識し、小・中学校間の学びの連続性を大切にされた取組を進めます。

②小中一貫教育を意識した小・小連携の推進

小中一貫教育を推進するためには、同中学校区内における小学校同士が連携することが必要不可欠であることから、小学校間の連携を密にすることにより、中学校へ入学するまでに身につける資質・能力について共有化を図るとともに、目標の実現に向けた取組を進めます。

③就学前教育からの円滑な接続

就学前からの連続した教育活動を進めるためには、就学前から義務教育への学びについても連続性を確保する必要があることから、平成30(2018)年に策定された「門真市就学前教育・保育共通カリキュラム(※)」についての理解を小学校において深め、就学前後の円滑な接続に取り組みます。また、必要に応じて就学前後において情報の共有の場を設け、連続した関わりを維持するよう努めるとともに、市長部局で作成している「門真市第2期子ども・子育て支援事業計画」と連動しながら推進していきます。

施策の方向2 すべての子どもへの学習の支援

(1) 障がいのある子どもの自立支援

現状と課題

国が進めている共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム(※)の理念を踏まえ、障がいの有無に関わらず、学校生活においてすべての子どもたちが個性を認め合い、学び合うことを通してともに助け合う気持ちや態度を養うため、「ともに学び、ともに育つ」教育(※)を進め、組織的にユニバーサルデザイン(※)に基づいた授業づくりや学級づくりが求められています。また、障害者差別解消法の成立により、学校における基礎的環境整備と合理的配慮(※)の重要性が非常に高くなっており、より一層すべての教職員、保護者に対する支援教育への理解啓発が必要となっています。

さらに、近年、支援を必要とする子どもが増加し、支援の内容についても多様化しているため、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実が求められています。

門真市においても、支援学級在籍児童生徒数が増加しており、今後も支援教育のあり方について学校や家庭、関係機関が共通理解を図り、「学びの場」である通常の学級、通級指導教室、支援学級において、子どもたちが何を学び、どのような力をつけていくのかを見据えた教育活動・環境整備を一層進めていく必要があります。

今後の方向

各学校で取り組んでいるユニバーサルデザインに基づいた授業づくりや学級づくりを市内の各学校で共有し、充実を図ります。また、個々のニーズに応じた学びのために、学びの場(「通常の学級」「通級による指導」「支援学級」)における基礎的環境整備の充実、合理的配慮や教職員の支援教育に関する知識・理解の向上を図り、今後の支援教育の一層の充実に取り組みます。加えて教育委員会が作成した「通級指導教室のてびき」を活用し、個々の特性に応じた必要な指導を行う通級指導教室に関する共通理解について引き続き取り組みます。

さらに、学校、家庭、関係機関がより一層連携し、子どもたちに必要な力をつけていくために、保護者向けガイダンスや学校・関係機関向け研修などを実施し、支援教育に関する理解啓発に努めます。また、障がいのある子どもが、

その能力や可能性を最大限に伸ばし、社会参加することができるよう、関係機関と連携した支援教育の充実を図ります。

めざす指標

	現状 (令和2年度)	目標数値 (令和7年度)
通級指導担当教員数	9人	20人 (教室全校設置)

【門真市教育委員会調べ】

主な取組

①「ともに学び、ともに育つ」学校づくりの推進

障がいの有無に関わらず互いの違いを認め合い、尊重しながら支え合い、高め合うことをめざす「ともに学び、ともに育つ」教育を進めます。その上で、支援を必要とする子どもの把握と理解、ユニバーサルデザインの観点を取り入れた授業づくりや環境整備、支援教育コーディネーターを中心とした支援教育体制の構築など、支援教育の視点での学校づくりに組織的に取り組みます。

② 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

子ども一人ひとりの状況や教育的ニーズを把握し、乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫した指導・支援を行うため、「個別の教育支援計画(※)」及び「個別の指導計画」を作成します。その上で、子ども一人ひとりに必要な力をつけるために、各計画をもとに指導内容や方法を工夫するとともに、専門性を高めるため、支援内容に関する専門的な助言を関係機関に求めることができる体制を確保するなど支援環境の整備に努めます。「個別の教育支援計画」については、本人・保護者参画のもと作成し、目標や指導・支援内容を学校と家庭で共有し、関係機関とも連携し、協力して子どもの指導・支援に取り組みます。

③ 通級指導教室（※）の充実

通常の学級に在籍する教育的支援が必要な子どもたちが、それぞれの特性に応じた必要な指導が受けられるよう、通級指導教室の設置を進めます。また、各学校の通級指導教室の整備と充実を図るために作成した「通級指導教室のてびき」を活用し、学校体制として児童生徒の支援に取り組みます。

④ 支援教育研修の充実

一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を進めるためには、すべての教職員が支援教育に関する専門的知識やスキルを向上させる必要があります。支援を必要とする子どもの理解や対応、教育課程、自立活動の指導、進路、関係機関との連携など、多岐にわたる専門的知識やスキルの向上のため、地域支援リーディングスタッフ（※）や門真市リーディングチーム（※）等を活用し、各学校における研修や、支援教育コーディネーター・支援学級担任・支援教育支援員への研修を実施します。

(2) 不登校児童生徒への支援

現状と課題

学校内でのトラブルや家庭における問題、感染症の流行による不安などにより、学校に登校することが難しい児童生徒が増加傾向にありますが、不登校は環境によってどの児童生徒にも起こり得ることとして捉えることが必要です。

学校が安心して過ごせる居場所となるよう、魅力ある学校づくりを推進するとともに、不登校児童生徒の支援として、学校以外の場所においても学びや自立活動の機会を確保できる環境を整えることが必要です。

そのため、近年フリースクール（※）などをはじめとした不登校児童生徒の学校以外の居場所づくりが進められています。門真市においても適応指導教室「かがやき」や学校内に設置する適応指導教室において必要な不登校支援を行っていますが、個々の状況に応じたきめ細かい対応を行うため、今後も引き続き支援の充実が必要です。

今後の方向

不登校の児童生徒への支援については、不登校となった要因や継続している背景の把握に努めるとともに、本市における適応指導教室「かがやき」に加え、各学校における適応指導教室や家庭での学習支援、児童生徒の居場所づくり、社会的自立へ向けた児童生徒の実情に応じた適切な支援を進めます。

めざす指標

		現状 (令和元年度)	目標数値 (令和7年度)
不登校率(千人率)	小	12.8%	8% (全国平均)
	中	72.7%	39% (全国平均)

【門真市教育委員会調べ】

①適応指導教室「かがやき」等の充実

不登校児童生徒に対する学びの場を確保するとともに、人間関係の回復や社会的自立を促し学校や社会生活への復帰を支援する場として教育センター内に設置された適応指導教室「かがやき」については、通しやすい教室となるよう運営方法等の見直しを行いつつ、専門職員による指導・相談を行います。また、学校内においても、教室で学校生活を送ることが難しい子どもにとっての居場所として適応指導教室の活用を進めるとともに、「不登校対策学生フレンド(※)」の配置等を行います。

②子ども悩み相談サポート事業の実施

いじめ、不登校、暴力行為等の問題行動の課題解決を図るため、教育センター内に子ども悩み相談サポートチーム(※)を配置し、児童生徒やその保護者からの悩みの相談に応じます。また、学校における課題解決力の向上を図るため、サポートチーム構成員による積極的な学校訪問及び学校におけるケース会議への参加、また研修の実施に取り組みます。

(3) 様々な状況下における学習機会の確保

現状と課題

新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染症対策を行いながらの学校運営が求められています。門真市においても、令和2（2020）年度の新型コロナウイルス感染症流行に伴う休校期間には、紙やオンラインソフトの活用を中心とした課題の配付による学習保障を進めてきました。しかしながら一方で、家庭における学習環境の違いから一律のオンラインによる学習保障を推し進めることが難しいなど、学習機会を確保する上での課題も見えてきました。

また、新型コロナウイルスに限らず、感染症の流行や、予測することが難しい自然災害など、様々な要因により子どもたちが学校で継続的に学習することが出来ない状況におかれた時でも、子どもたちが学習を継続できる環境を整えることが必要です。

今後の方向

様々な感染症の流行下等においても、学校における安全な学習環境を整えるとともに、学校での授業を行えない状況に備えて、児童生徒が家庭でも学習を継続できるよう環境整備を進めるとともに、教育ICT機器を活用したオンライン授業を実施するための授業力の向上に向け取組を進めます。

めざす指標

	現状 (令和2年度)	目標数値 (令和7年度)
緊急時に各家庭でオンライン学習を行うための通信環境整備率	91.7%	100% 全家庭へ整備

【門真市教育委員会調べ】

主な取組

①学校における感染症対策の徹底

新型コロナウイルスをはじめとした感染症が拡大する状況においても学びを止めないように、感染の状況によっては、子どもたちが密集する状況を避けるための分散登校や複数教室を活用した分散授業の実施、時間割編成の工夫などを進めます。また、感染症対策の徹底をめざし、「学校の新しい生活様式」に基づいた教育活動を行います。

②緊急時における学びの確保

今後、様々な要因により子どもたちが学校において継続的に学習が出来ない状況に置かれた時においても学習活動を継続できるよう、ICT機器を活用した遠隔学習も視野に入れた取組を進めます。また、家庭において学習を継続できるよう教員による状況把握や適切な指導を行うための指導力向上など、学びの機会の確保に向け取り組みます。

施策の方向3 豊かでたくましい人間性の育み

(1) 自分の将来を描ける力の育成

現状と課題

学習指導要領では、「児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を重要としつつ各教科等の特性に応じて、キャリア教育（※）の充実を図ること」と明記されており、学校の教育活動全体を通じて、キャリア教育に取り組むことが求められています。

門真市においても各学校における職場体験学習や職業講話の実施をはじめ、中学校区におけるめざす子ども像の検討・作成、中学校区のキャリア教育全体指導計画の作成などの取組を進めてきました。しかし、小学校におけるキャリア教育の充実や、9年間の系統性を意識したキャリア教育全体指導計画の見直しといった課題もあり、学校の教育活動全体を通じて、キャリア教育に取り組むという姿勢の共通理解を図ることが必要です。

今後の方向

キャリア教育は学校教育活動全体を通じて行っていくものであり、キャリア教育を通して子どもにつけたい力を明確にし、共有することが大切です。学校内での意思統一はもちろんのこと、義務教育9年間における系統的な指導も大切となることから、小中一貫教育の視点と合わせて取り組みます。

また、子ども自身が自らの学びや成長を振り返り、自分の変容に気づき、自己理解を深めるとともに、自分の将来の姿を描きながら主体的な学びに向かう姿勢を育むための一助として、キャリア・パスポート（※）の活用にも取り組みます。

めざす指標

		現状 (令和元年度)	目標数値 (令和7年度)
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	小	83.5%	84% (全国平均)
	中	67.4%	70.5% (全国平均)

【全国学力・学習状況調査】

主な取組

①キャリア教育の推進

子どもたちが将来の自立をめざして、自分の生き方を見つけることができるよう、就学前教育との連携も含めキャリア教育でつけたい力や実践方法等を示す「門真市キャリア教育指針」を各学校のキャリア教育担当教員と連携した上で作成し、指針に基づき体系的かつ系統的に基礎的・汎用的能力の育成に向け、子どもたちの中学校卒業後も見据えながら、9年間を見通したキャリア教育を進めます。また、確実な実践に向けて各学校に発信し具体的な実施事例を示すなど、推進に向けた取組を進めます。さらに、児童生徒が夢や志をもって将来の生き方や生活を考え、生涯にわたって学び続ける意欲を維持する基盤を構築できるよう、キャリア・パスポートを効果的に活用します。

②子どもの学ぶ意欲の向上に向けた取組

大学生や社会人、地域の人との出会いの場を積極的につくるとともに、大学見学や高校見学の機会を増やし、現在の学習の将来へのつながりや将来の自分をイメージした学びへの理解を促進するなど、子どもたちの学ぶ意欲の向上につながる取組を進めます。また、地域の人や大学生等身近なモデルとなり得る人材の力も借りながら、子どもたちが、学ぶことの意義や学んだことが自分の人生にどのように生かされるのかを考えることができる授業づくりを進め、子どもたちが主体的に学びに向かうモチベーションを高めることができる出会いや気づきの場づくりに取り組みます。

(2) 豊かな心を育む教育の推進

現状と課題

社会の変化が激しい時代、より良い幸福な人生を生きていくには、情報を適切に取捨選択しながら自ら考え判断し、行動していくことが重要となります。そのためには、自分を大切に、他人を思いやる心や態度、善悪の判断など児童生徒の道徳性を育む必要があります。

道徳教育については、学習指導要領において「道徳の時間」から「特別の教科 道徳」に改正され、問題解決的な学習や体験的な学習を取り入れることで、子どもたち一人ひとりが自分自身の問題としてとらえ向き合うような質の転換が求められています。

また、規範意識や自己肯定感に関しては、アンケート調査における本市の児童生徒の回答が全国・府平均を下回っている状況となっています。

さらに、情報通信環境についても急速に変化しており、インターネット上のコミュニケーションからいじめやトラブルに発展することもあります。門真市においても、教職員、児童生徒にパソコンを配備するなど、学校 ICT 環境の改善に向け取組を進めており、その一方で子どもたちが安全かつ適切にインターネットを活用できるよう、子どもたちの情報モラルを高める取組が必要です。

今後の方向

道徳教育が「特別の教科」化されたことにより、道徳的価値について、多面的・多角的な視点から考えられるよう、発達段階を踏まえたあらゆる機会を通して道徳性を育めるような創意工夫を生かした授業づくりが求められています。

このことから、各学校の道徳教育推進教師を中心とした、連絡会や研修会の機会を設け、各学校の情報共有を図りながら、学校全体で計画的かつ協働的な指導体制の構築をすすめるとともに、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる授業づくりを進めます。

また、ICT 機器を活用した指導が常に進展し変化することへの教職員の理解を深めるとともに、定期的な情報モラル研修を行うことで、子どもたちが安全で適切に活用できるよう指導を進めます。

めざす指標

		現状 (令和元年度)	目標数値 (令和7年度)
人の役に立つ人間になりたいと思っている児童生徒の割合	小	91.2%	100% (児童生徒全員)
	中	89.3%	100% (児童生徒全員)

【全国学力・学習状況調査】

主な取組

①道徳教育の推進

道徳教育推進教師を中心に、学校全体で計画的、協働的な道徳科の指導体制の構築を推進し、児童生徒が多面的・多角的に考え自己の生き方についての考えを深めるための学習ができる授業づくりを進めます。

②情報モラル教育(※)の推進

学校 ICT 環境の学習への活用を適切に進めるため、児童生徒がインターネット上のコミュニケーションの特性を理解し、ネットワーク上のルールや個人情報、プライバシー等、情報機器を活用する上で必要な知識を身に付けるための取組を進めます。また、インターネット等における情報を適切に読み解き利用できるメディア・リテラシーの育成など、ICT を様々な活動や学習に正しく活用していくための取組を推進します。

③自尊感情(※)の育成

学校生活において、子どもの「出番・役割・承認」を意識した取組を続けるとともに、体験的な活動を取り入れた教育活動も行いながら、自尊感情を高め、自己肯定感(※)や自己有用感(※)を育成する取組を推進します。また、各学校での取組事例や実践を研修の場等で共有し他校にも広めます。

④自他の命を大切にできる心と態度を育む教育の推進

命はかけがえのないものであることを児童生徒が実感し、何よりも大切にできる心と態度の育成を図るための取組を計画的に実践します。

また、SNS や薬物、性被害など児童生徒に起こりうる危険性や自己の身を守るための知識を身につけることができる教育を推進し、児童生徒が現在起きている危機的状況や今後起こり得る危機的状況に対応するために適切な援助希求行動（信頼できる身近な大人に SOS を出す行動）ができるよう取り組みます。

(3) 開発的生徒指導(※)の推進

現状と課題

門真市では、過去に暴力行為件数が多い状況があった背景から、生徒指導のあり方を考えるために平成26(2014)年度に「生徒指導のあり方懇談会」を開催しました。これにより、自尊感情の低さや、課題解決的・対処的な生徒指導という従来の生徒指導における暴力行為等への対応を見直し、平成27(2015)年度より子どもの個性に大切にしながらすべての児童生徒の自己実現を目的とし、予防的な指導からさらに踏み込んだ「門真市開発的生徒指導」を導入しました。その実施に当たっては、受容と共感を基礎に置き、様々な教育活動において自己選択・自己決定・実行を豊富に経験させることを基本とした指導を実践しています。

この間の取組により、児童生徒との信頼関係を構築することで教職員への信頼が生まれており、自分の気持ちを聞いてもらえる安心感を作るための受容的・共感的に傾聴するという意識や、できる・分かる・認められるという経験を積み重ね、児童生徒の自尊感情を向上させることへの意識は確実に高まってきましたが、今後も一層の充実が求められます。

また、平成27(2015)年度には暴力行為件数が減少するなど一定の効果が見られましたが、一方で導入から年数が経過していることから、門真市のめざす開発的生徒指導の趣旨や実践内容等を、新たに採用された教職員等に改めて周知するなど、持続して適切な指導ができるよう取り組んでいく必要があります。

今後の方向

「門真市開発的生徒指導」が目標とする「集団や社会の一員として自分らしく生きる」という視点を持ち、受容と共感を基礎に置きながら、自己実現へと繋げていけるよう取組を進めます。また、指導内容の質を向上させていくためにも、指導内容の周知徹底や指導方法の見直しを行うなど、一層の充実に向けた取組を進めます。

めざす指標

		現状 (令和元年度)	目標数値 (令和7年度)
先生はよいところを 認めてくれていると 思う児童生徒の割合	小	77.0%	100% (児童生徒全員)
	中	71.9%	100% (児童生徒全員)

【全国学力・学習状況調査】

主な取組

①門真市開発的生徒指導の推進

門真市開発的生徒指導の「信頼関係の構築と自尊感情の育成」、「子どもの世界を広げる活動」、「わかる・認められる授業」、「安心して学べる学校と学校組織」、「連携による多面的支援」の5つの取組を複合的に進めることで、子どもの課題の本質について理解を進め、集団や社会の一員として一人ひとりが自分らしく生きるために、より良い生活や人間関係を築こうとする態度を育てます。

②指導内容の充実

全ての教職員が学校において子どもと関わる際に確実に実践できるよう、生徒指導担当教員による連絡会や新任教職員を中心とした研修活動等を実施します。また、平成27(2015)年度に導入されて以来一定の期間が経過することから、現状に適したものであるかどうか常に見直すことにより指導内容の充実に努めます。

(4) いじめ防止への取組の推進

現状と課題

いじめは、いじめを受けた児童生徒の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

国においては、平成 29（2017）年に「国のいじめ防止等のための基本的な方針」が改訂され、いじめ防止についての基本的施策や措置等について改めて示されたところです。

門真市においても、平成 30（2018）年 8 月に出された「門真市魅力ある教育づくり審議会」の答申の中で、これまで以上に実効性のある市としての「いじめ防止基本方針」の策定を求める提言を受けて、平成 31（2019）年 4 月に、市・教育委員会・学校・家庭・地域・関係機関の役割を明確にした上で連携しながらいじめ防止対策に向けての取組を進めるための「門真市いじめ防止基本方針」を策定しました。基本方針の策定により、いじめに関する意識が高まるなど、一定の効果は出ているものの、各学校によるいじめ認知の割合には差があるため、さらなる防止に向けた啓発が必要となっています。

また、児童生徒の生活環境の変化によりいじめの問題も多様化しており、スマートフォンや SNS を使用したいじめも発生しているため、家庭と連携した防止対策も求められています。

今後の方向

「門真市いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こりうる」との認識のもと、いじめに関する理解を全教職員が持った上で防止に向けた取組を進めます。また、いじめが発生した場合やいじめが疑われる場合に備え、相談窓口の周知をさらに進めるなど児童生徒が気軽に相談しやすい体制づくりなどの取組を進めるとともに、重大事態への発展阻止及び未然防止に向けて、チーム学校として各学校における「いじめ対策委員会」を中心に対策を進めます。

めざす指標

		現状 (令和元年度)	目標数値 (令和7年度)
いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う児童生徒の割合	小	94.3%	100% (児童生徒全員)
	中	93.4%	100% (児童生徒全員)

【全国学力・学習状況調査】

主な取組

①いじめ防止に向けた取組

いじめを未然に防ぐため、児童生徒のいじめに関する理解を深める機会を確保するとともに、教職員の知識・理解を深めるため、「門真市いじめ防止基本方針」の周知徹底、具体的事例の共有等を行うとともに、いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を進めます。取組を進めるに当たっては、関係機関との連携を図るため、関係機関で構成される「門真市いじめ問題対策連絡協議会」を必要に応じて開催し、いじめ防止についての意見交換や連絡調整を行います。また、学校内外を問わずいじめを未然に防ぐため、家庭とも課題や対策を共有することにより、児童生徒の携帯電話を定期的にチェックしてもらう等、家庭と連携したいじめ防止対策に努めます。

②いじめに関する相談窓口の設置

各学校内に、いじめに関して児童生徒が相談しやすい窓口を引き続き設置するとともに、教員の相談スキルの向上や様々な相談窓口の周知など、効果的な利用につながるような取組を進めます。また、いじめに関する「特別の教科 道徳」での授業や、その他の教科も含めたすべての授業における取組から、児童生徒が相談しやすい学校環境を作ります。

(5) 人権尊重の教育の推進

現状と課題

人権諸課題についての正しい知識、自他の人権を尊重する態度と実践力を身につけた子どもの育成をめざし、関係機関との連携や教職員の人権感覚の向上を図るとともに、各学校において人権教育教材・資料や視聴覚教材の活用、当事者の外部講師への招聘など、体験を通じた人権教育を推進してきました。

門真市には、さまざまな国につながるのある子どもたちが多く、小・中学校合わせて150名を超える日本語指導が必要な児童生徒が在籍している状況です。また、いわゆる「性的マイノリティ」とされる子どもたちや、その他さまざまな背景を持つ子どもたちも在籍していると考えられます。

すべての子どもたちが自らのアイデンティティを大切にしながら、自分と異なる文化や性の多様性を尊重し、ともに生きていこうとする豊かな人権感覚の育成が望まれます。

今後の方向

人権課題については、社会の変化とともに新たな課題が生じているため、新たな人権課題に対応し、国・府の法・条例の主旨を踏まえた門真市の人権教育の方向性を示すため、「門真市人権教育基本方針」を改訂し、方針に基づき同和問題をはじめとする様々な人権課題について、教職員の人権感覚の向上や子どもたちへの人権教育の充実を図ります。

また、本市に多く在籍する諸外国につながるのある子どもたちが自らのアイデンティティを大切にすることに加え、日本人の子どもたちが各国や地域の歴史・文化を理解し、互いの違いを認め合い共に生きる力を育てられるよう多文化共生教育を推進します。

さらに、セクシャリティに関する認識については、男女平等教育の推進をはじめ、性別による社会的役割への課題を意識することや性的指向及び性自認の多様性に対する適切な理解を進めるため、教職員を対象とした学習会や実践交流会や、子どもたちを対象にした性の多様性に関する教育を実施していきます。

今後もこれまでの取組を継承しつつ、時代に即応した人権教育を推進し、すべての子どもたちが、安心できる環境の下で、自らのアイデンティティを保ちつつ、それぞれの個性と能力を発揮できる環境づくりに取り組みます。

めざす指標

		現状 (令和元年度)	目標数値 (令和7年度)
自分には良いところ があると思う児童生 徒の割合	小	73.4%	83% (全国平均)
	中	61.7%	77% (全国平均)

【全国学力・学習状況調査】

主な取組

①人権教育の推進

全ての学校において、教職員人権研修を実施して教職員の人権感覚と指導力の向上を図るとともに、人権教育研究協議会とも連携しながら、各種人権課題に関する授業研究や実践報告を行うことを通して、差別を見抜き、許さない子どもを育成します。また、人権教育担当者を中心に、各学校の人権教育の全体計画及び年間指導計画を新たな人権課題も踏まえて見直すとともに、教職員の共通理解のもと、学校組織としての取組を推進します。

②多文化共生教育の推進

日本語指導が必要な児童生徒に対しては、特別の教育課程を編成して個々の日本語能力に合わせた指導を行うことで、学校生活への適応や学力の向上を支援します。また、門真市在日外国人教育推進協議会と連携しながら、諸外国につながるのある子どもたちが、母国の文化や言語を学んだり発表したりする機会を持つことで、全ての子どもたちが、世界の様々な民族があることや歴史や文化の多様性を学び、互いに認め合いながら生きていく力を高めるための教育を推進します。

③男女平等教育の推進と性的マイノリティの子どもへの対応

性別に関わらずすべての児童生徒が個性と能力を十分に発揮することができるよう、教職員の男女共同参画に関する理解を深めるとともに、各学校の男女平等教育担当を中心に学校生活のあらゆる機会を通して男女平等に関する適切な知識や態度の指導を行います。また、「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対しては、一人ひとりに配慮した対応を行うとともに、すべての児童生徒へ性的指向及び性自認についての正しい知識や配慮についての理解を深めます。

(6) 読書活動の推進

現状と課題

読書は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにすることなど、人生をより深く生きる上で必要不可欠なものです。近年のインターネット等の普及により読書離れがさらに進んでおり、読書の楽しさや必要性など読書活動を普及・推進していくことがますます求められています。

門真市においては、学校の授業時間以外での読書時間が小・中学校ともに全国と比較して短い状況にあることから、平成 28 (2016) 年 3 月に「第 2 次門真市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動を推進しています。また、各学校においても、平成 29 (2017) 年度より全校に学校図書館司書を配置し、学校図書館の整備等による課題改善に努めるとともに、市立図書館と連携した取組も進めており、近年、1 人あたりの貸出冊数や学校図書館の利用時間の増加がみられています。今後も、子どもたちが意欲的、自主的に読書活動ができる環境の整備を一層進めていくことが求められています。

今後の方向

学校図書館司書による子どもが本に慣れ親しむための取組を推進するため、資質・能力のさらなる向上に向けた学校図書館司書連絡会の充実に取り組みます。また教職員と市立図書館及び各学校の学校図書館司書が連携して子どもたちの読書活動の推進に努めます。また GIGA スクール構想による環境整備が進む中で、今後は ICT を活用した学校図書館の機能の充実をめざします。

めざす指標

		現状 (令和元年度)	目標数値 (令和 7 年度)
授業以外で読書を全くしない児童生徒の割合	小	29.7%	19% (全国平均)
	中	60.0%	35% (全国平均)

【全国学力・学習状況調査】

主な取組

①学校図書館の充実

児童生徒が利用しやすい学校図書館とするため、全校に配置している学校図書館司書により、蔵書の配置や陳列をはじめとした児童生徒の読書意欲を高め読書に親しみを持つための工夫を積極的に行います。また、ICT 機器の活用も含め、学校図書館の機能の充実に向けて取り組みます。

②読書に親しむ機会の充実

子どもの読書習慣の定着に向け、夏季休業中に学校図書館を開放するほか、読書週間の設置、ビブリオバトル(※)や朝読書の実施、学校図書館司書との連携による授業づくりなど、各学校において児童生徒が読書に親しむための工夫を凝らした取組を進めます。

③市立図書館との連携

市立図書館職員・司書による学校訪問を行うとともに、市立図書館司書と司書教諭、図書担当教諭、学校図書館司書の連携を深めるため、学校図書館の運営・活用に関する研修や交流を行います。また、児童生徒の読書意欲を高める取組として、夏休みの学校図書館司書による司書イベントを行うなど、市立図書館と連携した読書に触れる機会の充実に取り組みます。

施策の方向4 健やかな体を育てる教育の推進

(1) 体力づくりと健やかな生活習慣の確立に向けた取組

現状と課題

体力は、健康の維持や人間の成長を支える基本的な力であり、子どもたちがたくましく生きるための基盤でもあります。学習指導要領においても、「生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することを重視し改善を図る」とされ、必要な改善事項が盛り込まれたところです。

門真市においても、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を見ると、小学校5年生・中学校2年生とも、平成30(2018)年度と令和元(2019)年度を経年比較すると運動能力は低下傾向となっており、体力づくりに向けての取組を継続的に推進していくことが必要です。その際、種目により能力の差が見られることから、門真市の子どもの特性を分析した上で、得意分野は伸ばして、課題のある分野は対応策を考え実施していくことが必要です。

また、全国学力・学習状況調査において、「朝食を毎日食べている割合」が全国や大阪府と比較すると低い傾向にあること、またスマートフォンの普及により生活リズムの乱れが見られることなどから、改めて正しい生活習慣の定着に向けた取組が必要となっています。

今後の方向

子どもの体力向上を図るため、体育授業における運動量を確保するとともに、発達段階に応じた運動を実施するなど、実施手法の研究・改善も含めた学校体育の活動の充実を図ります。また、門真市の児童生徒の体力に関する特性を的確に把握し、向上が必要な運動能力の育成に向け効果的な体育授業の実施に取り組みます。

さらに、運動習慣と生活習慣を複合的に改善することにより、一層の体力の向上を図るとともに、規則正しい生活習慣の定着についても取組を進めます。

めざす指標

全国体力・運動能力、運動習慣調査における点数			
		現状 (令和元年度)	目標数値 (令和7年度)
小学校	男子	50.1 点	53.6 点 (全国平均)
	女子	52.0 点	55.5 点 (全国平均)
中学校	男子	40.5 点	41.6 点 (全国平均)
	女子	48.6 点	50.2 点 (全国平均)

【全国体力・運動能力、運動習慣調査】

主な取組

①学校における体力づくりの推進

子どもの体力向上のための運動習慣の確立に向け、学校の体育授業の充実に努めます。また、全国体力・運動能力、運動習慣調査の結果を活用し、結果の分析により見えてくる課題の克服に努めます。

②家庭と連携した健康づくりの推進

栄養（食事）・運動・休養の「健康三原則」に基づいた正しい生活習慣に基づく健康づくりを推進するため、各学校における健康教育を行うとともに、家庭とも連携し子どもの基本的な生活習慣の確立に向けた取組を進めます。

③情報社会における正しい生活習慣の指導

子どもたちが、スマートフォンやタブレット端末などの情報機器に接する機会が増えています。情報機器の利用による生活習慣の乱れを改善し、正しい生活習慣の定着に向けた取組を進めるとともに、情報機器を健康保持に活用するなど、情報機器を正しくかつ効果的に活用した健康的な生活の確保に向け、家庭と連携した取組を進めます。

(2) 食育の推進

現状と課題

健康や食を取り巻く環境、食に対する価値観が大きく変化し、また多様化しています。核家族化やライフスタイルの変化に伴い、朝食を摂らないなどの課題が見られています。

子どもたちが生涯にわたって健康な生活を送るためには、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけることが必要です。

学習指導要領においては、小中学校ともに、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間など、学校教育活動全体を通して食に関する知識を向上させることなど、食育の推進がこれまで以上に明確に位置付けられたところです。

門真市においても、「朝食を毎日食べている割合」が全国や大阪府と比較すると低い傾向にあることから、食に関する啓発・指導を今後も強化していく必要があります。

そのため、食に関する指導を効果的に行える重要な場の一つである学校給食の活用をはじめとした各学校における指導を充実するとともに、日常生活における健全な食習慣の定着に向けて家庭とも連携し、校内外含めた食育の推進が必要です。

今後の方向

学校給食において、各種マニュアルに基づいた安全・安心な給食を提供するとともに、児童生徒が、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけ、食を通じて豊かな生活を維持することができるよう、栄養教職員を中心に食育を推進します。

めざす指標

		現状 (令和元年度)	目標数値 (令和7年度)
朝食喫食率	小	90.5%	95% (全国平均)
	中	87.2%	93% (全国平均)

【全国学力・学習状況調査】

主な取組

①学校給食の充実

栄養教職員と連携し、地域の特性を活かした給食提供を行うとともに、給食調理員への衛生マニュアルや調理マニュアル、アレルギー対応マニュアルの徹底を行い、安全・安心な給食を提供します。特に、食物アレルギー対応については、研修等も活用しながら、全教職員で共通認識を持つことにより組織的に取り組みます。

②食育の推進

市内全小中学校において、「食に関する指導全体計画」を作成し、食育に関する栄養教諭による授業や指導案の充実などを通して、系統的・組織的な食育を推進します。また、子どもたちが自ら献立を考え、調理し実食を行う学校給食選手権や朝ごはんレシピ集等の取組も進め、家庭との連携・協力も求めながら、食に関する関心を高めます。

施策の方向5 教職員の子どもの関わりの充実

(1) 教職員の人材育成

現状と課題

学習指導要領では、「児童生徒が学ぶことの意義を実感できる環境を整え、一人一人の資質・能力を伸ばせるようにしていくことは、教職員を含め学校関係者等に期待される役割である。」とされ、その役割を実現するためにも、教職員の自己研鑽が求められています。

門真市の人材育成としては、学校現場でのOJT（on the job training）を中心に、国が主催する中央研修や大阪府主催研修も活用しながら、地域的な課題については教育委員会主催の研修を実施し、門真市教職員人材育成指標に合わせた人材育成を行ってきました。また、教職員の自主的で主体的な自己研鑽の姿勢を支えるため、ニーズに応じた研修も実施しています。

そんな中、学校現場には経験豊富な教職員が減り、若手や経験の浅い教職員が約半数を占める状況の中、各学校には学習指導要領に則った改善やICT機器のこれまで以上の活用、生活指導など授業内外を問わず幅広い対応が求められ、学校現場においてはOJTが機能しづらくなっている現状があります。

今後の方向

学習指導要領を具現化するための授業力の向上など、社会変化に対応するために教職員に必要となる力をつけるため、国や府の研修及び校内外問わず幅広く研修に参加できる体制確保に一層取り組むとともに、地域課題に対応した研修を教育委員会主催で実施し、職員の人材育成に取り組めます。人材育成にあたっては、経験年数や個々の能力に応じた研修等を実施するとともに、人事評価制度を活用した教職員の育成にも取り組めます。また、教職員の基礎的な資質能力を欠かさないよう、綱紀保持に向けた取り組みも進めます。

めざす指標

	現状 (令和元年度)	目標数値 (令和7年度)
年齢や経験年数に伴って 自らの成長が感じられ、 意欲的に業務に取り組み ると思う教職員の割合	93.8%	100% (教職員全員)

【門真市教育委員会調べ】

主な取組

①社会の変化に対応した教職員の資質向上

これからの時代の教育に対応できる教職員の資質向上を図るため、学習指導要領に基づく研修やICTの導入を踏まえた研修を含め、専門的かつ幅広い研修を実施します。その際、先進校への視察、講師を招いての研修、外部研修への参加など各学校の実態に即した手法とする一方、市内全校での研究授業や研究討議会を実施するなど、校内外様々な能力向上の機会確保に努めます。

②組織的・継続的な人材育成

社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成するため、キャリアステージに応じた指導体制の構築に努めるとともに、教育委員会事務局に次世代を担う人材育成機能を付加します。人材育成に当たっては、「門真市教職員のキャリアステージにおける人材育成指標」に基づき取組を進めるとともに、人事評価制度を活用し教職員一人ひとりの能力や業績の適切な評価を行うことにより教職員の意欲向上にも努めます。

③教職員の綱紀保持の徹底

教職員にあっては、公教育の場において児童生徒や保護者の信頼を損なうことの無いよう、厳正な職務規律を保つことが必要であるため、新規採用職員への服務規律についての理解を深める研修を実施するとともに、服務規律・綱紀保持に係る情報提供を逐一行い、各学校で実施される研修の充実に努めます。

(2) 職場におけるハラスメント(※)の防止

現状と課題

学校におけるハラスメントは、働く環境に悪影響を及ぼし、教職員のストレス、体調の悪化・意欲の低下とともに、子どもとの関わりについても質の低下を招くことにつながります。

門真市においては、令和2(2020)年度に「学校におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」「学校における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」「学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止指針」をそれぞれ改定し、全教職員の責務として、お互いの人権を尊重し、良好な勤務環境の維持に努めることと決めました。ハラスメントは職場のすべての人間関係において発生する管理職を含む全職員が被害の対象となる可能性があることから、ハラスメントを職場全体の問題としてとらえ、組織的に発生防止に努めていく必要があります。

今後の方向

各ハラスメント防止指針の周知徹底を行います。各学校において、指針のチェックシート等を活用した研修を実施し、教職員一人ひとりが自身の言動を振り返ることでハラスメントの未然防止に努めます。特に、セクシュアル・ハラスメント防止指針については、教職員に加え児童生徒に対するハラスメント防止についても明記し、具体的事例についての実践的な研修を行うことで、教職員の人権意識を高めます。

また、年度当初に新規採用者を対象とした服務研修の機会をとらえ、各ハラスメント防止指針の理解・徹底を図ります。

めざす指標

	現状 (令和元年度)	目標数値 (令和7年度)
教職員間でハラスメントを許さない雰囲気醸成されていると思う教職員の割合	82.9%	100% (教職員全員)

【門真市教育委員会調べ】

主な取組

①ハラスメントの未然防止

「学校におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」「学校における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」「学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止指針」に基づき、ハラスメントに関する全教職員の理解を深めるために必要な研修を実施します。また、管理職を含む全職員が被害の対象となる可能性があることも踏まえ、ハラスメントのない良好な職場環境づくりなど発生防止に向けた組織的な取組を進めます。

②ハラスメントを相談しやすい環境づくり

ハラスメントに関する問題解決を迅速かつ適切に行うため、学校内の相談窓口には管理職及び一般教職員を複数名配置し、必要に応じて、教育委員会、専門機関とも連携しながら、問題解決に当たります。相談者のプライバシーにも十分配慮しながら、聞き取り等の必要な調査を行い、相談者へのケアや加害者への指導等、適切な対応を行います。また、大阪府教育庁が実施している職場におけるハラスメントについての専門相談窓口も教職員へ周知し、教職員が相談しやすい環境づくりを進めます。

施策の方向6 学校の組織力向上と開かれた学校づくり

(1) 学校組織の改善と「チーム学校」としての組織力の強化

現状と課題

学校のICT化、いじめ不登校件数の増加、個別の支援を要する児童生徒数の増加等、学校を取り巻く課題が多様化する中で、様々な課題に対応できるよう教職員一人ひとりの資質能力を向上させることに加え、「チーム学校」として組織的に課題解決や状況改善に臨むことが重要です。加えて、学校の特性や地域性などに応じて、その学校が持つ人材や地域資源を活用した取組が有効的であることから、校長のリーダーシップによる学校運営が求められています。

また、子どもや学校の課題解決、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、社会総がかりでの教育の実現が不可欠であり、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」の観点を踏まえた学校づくりを進めていく必要があります。

今後の方向

各学校の実情に沿った戦略的かつ有効的な学校運営を促すため、学校における学校運営に関する方針を策定することとし、計画の見直しを行うことなどにより効果的な学校運営ができるよう組織改善を図ります。また、併せて学校予算の弾力化を図ることにより、自立性の確保に努め学校のマネジメント機能の強化をめざします。

また、「地域とともにある学校づくり」を進めるためのコミュニティ・スクール(※)の導入に向けた取組を進めます。

めざす指標

	現状 (令和元年度)	目標数値 (令和7年度)
方針等が学校全体で共有され、目標の達成に向けて教職員が一丸となって取り組んでいると思う教職員の割合	76.5%	100% (教職員全員)

【門真市教育委員会調べ】

主な取組

①PDCAサイクルに基づく学校経営

校長のリーダーシップのもと、企画会議等を有効に活用し、効率的かつ効果的な学校をめざします。学校運営に経営的観点を取り入れるため、めざす学校像の実現に向けた具体的な取組内容を定めた学校運営に関する方針を各学校において策定し、教職員が一丸となった組織的な取組を推進するとともに、PDCAサイクルを活用した見直しを行うなど、教育活動の改善を図ります。また、学校長の組織マネジメント力の向上をめざし、管理職研修の充実に努めます。

②学校の自立性の確保

学校の独自性を発揮し自立性・自主性を確保した学校運営を促すため、学校予算を弾力的に運用し、各学校の創意工夫による教育活動を行うことのできる仕組みづくりに努めます。また、事務職員が学校事務を司る役割を持つこととされたことを踏まえ、改めて事務職員の学校運営に参画すべき役割を明確にし、事務職員を含めた全教職員により学校の組織力強化を図り、自立性の確保を促します。

③コミュニティ・スクールの推進

学校と保護者や地域住民などが協働して学校運営に取り組み、地域と一体となった特色ある学校づくりを行う「地域とともにある学校づくり」を進めるため、学校運営協議会制度を導入したコミュニティ・スクールの設置に向けた取組を進めます。

(2) 教職員の働き方改革の推進

現状と課題

社会の急激な変化が進む中で、子どもに身につける能力も多様化しており、学習指導のみならず、学校のICT化、いじめ不登校件数の増加、特別な支援を要する児童生徒数の増加等、学校の課題がより複雑化・困難化していることに伴い、対応するための教職員に求められる業務も増加し多忙化につながっています。学習指導のための準備に加え、部活動や生活指導等など授業以外の部分で勤務が長時間化する傾向にあり、健康的な労働環境を確保するため、また本来の業務である子どもと向き合い指導することが実践できる状況とするため、働き方改革がますます求められています。

今後の方向

本来の業務に集中し、効果的な教育活動を行うことができるよう、多忙化解消に向け、文部科学省等から例示される働き方改革に係る施策を参考に本市での取組の検討を行うとともに、教職員にとって大きな負担となっている事務作業を効率化することにより働き方改革を推進します。

めざす指標

【単位 (%)】	現状 (令和元年度)	目標数値 (令和7年度)
学校全体で「働き方改革」が推進されていると思う教職員の割合	48.9%	70% (教職員の7割)

【門真市教育委員会調べ】

主な取組

①多忙化解消に向けた取組

教職員の業務の幅が広がりつつあることを踏まえ、学校及び教職員が担うべき業務の整理及び見直しを行うとともに業務の適正化に向けた取組を進めます。また、学校サポートスタッフ(※)等の外部人材を引き続き活用することで教職員の事務負担軽減を図るとともに、「門真市部活動の在り方に関する

る指針」に基づき部活動の見直しを行う等、さらなる業務量の削減に向けた取組を進めます。

②事務の効率化の推進

事務作業の効率化を推進するため、今後、校務支援システム（※）等、ICTを活用した事務の省力化に努めます。また、中学校区における事務の共同実施を継続しつつ、さらなる方策について検討を進めます。

施策の方向7 安全・安心・快適な学びの場づくり

(1) 学校施設の改善

現状と課題

学校は子どもたちにとって学びの場であり、日中過ごす場であることから、安心・安全・快適な学校施設は最も重要な事項です。本市の学校施設の多くが築40年以上経過し、全校において耐震改修工事の実施及び一部の学校において大規模改修工事を行っているものの、老朽化は深刻な状況となっています。また、時代とともに学習内容や学習形態も変化していることから、児童生徒にとって安全で安心な施設であることはもとより、これからの教育に即したより良い教育環境の実現に向け、計画的に整備を進めていく必要があります。

今後の方向

令和2（2020）年度に策定した「門真市学校施設長寿命化計画」に基づき、学校施設の築年数や老朽化している学校施設や設備等の状況を日常点検や法定点検等による結果を踏まえて一元的に管理できる仕組みを構築します。また、今後の学習内容のあり方に合わせた学校施設の整備手法について検討を行い、学校施設の維持管理・更新に係るトータルコストの縮減と予算の平準化を図ることが期待される施設の長寿命化改修について検討を進めます。

めざす指標

	現状 (令和2年度)	目標数値 (令和7年度)
長寿命化改修計画進捗率	0%	100%

※長寿命化改修計画内容…調査（全校）、設計（2校）、改修（1校）

【門真市教育委員会調べ】

主な取組

①長寿命化計画の推進

今後の計画的な長寿命化等による施設整備について検討を進めるにあたり、コンクリート等の調査や法定点検等を活用して学校施設の老朽状況を整理し、一元的に管理できる体制を構築し、効果的、効率的な改修計画を検討します。

②施設の修繕等の実施

児童生徒の安心・安全な学校生活や良好な学習環境を確保するため、学校との連携を密にし、緊急性・必要性の高い修繕等については迅速に対応します。

(2) 新たなつながりを創る学校づくり

現状と課題

学習指導要領の「主体的・対話的で深い学び」を実践していくため、子どもたちが多様な人間関係の中で多様な価値観に出会い学び合う環境づくりが必要です。

本市においても、令和2（2020）年度に「門真のめざす教育とこれからの学校づくりについての実施方針」を策定し、門真のめざす「将来の自立をめざして自分の生き方を見つける教育」を実現するための学校のあり方として、「人とのつながりの中で学び・育つ学校づくり」をめざすこととしており、「縦のつながり」「横のつながり」「将来の自分とのつながり」の3つのつながりを創る学校を目標としています。一方で「これからの時代、これからの門真に対応した学校づくり」として、地域に開かれた学校づくり（地域の人が行きかう、地域とともにある学校づくり）についても進めていくこととしています。

今後の方向

「門真のめざす教育とこれからの学校づくりについての実施方針」に基づき、門真のめざすこれからの学校として、まちのブランド力の向上にむけた「地域の人が行きかう、地域とともにある学校づくり」を進めます。また学校づくりを進める上での学校として、門真のめざす教育の実現に向けた小中一貫校（義務教育学校）の整備を進めます。

めざす指標

	現状 (令和2年度)	目標数値 (令和7年度)
新しい学校のあり方について、地域も含めた検討組織の設置率	0%	100% (新たな学校のあり方を検討している校区すべてで設置)

【門真市教育委員会調べ】

主な取組

①地域の核となる学校づくりの推進

学校は地域の人々にとっても重要な施設です。地域活動などを行う拠点としての場に加えて、災害時や非常事態時の拠点ともなります。地域のニーズや必要な機能を充実するとともに、子どもたちが地域の様々な人々と触れ合うことができる地域に開かれた学校づくりを進めます。さらに、新たな学校づくりを通じて、学校を核としたまちのブランド力向上を推進します。

②小中一貫校（義務教育学校）の整備

小中一貫教育をさらに効果的に進めるため、「縦のつながり」や「将来の自分とのつながり」など多様な人間関係を通した、異学齢・異学年のつながりの中で育つことのできる場所としての小中一貫校（義務教育学校）の整備をめざします。

(3) 児童生徒一人ひとりの課題に沿った支援

現状と課題

門真市では、令和元（2019）年度における児童虐待対応件数が約 250 件、また就学援助率が約 29.2%であることから、家庭環境や家庭の経済状況に課題のある児童生徒の割合が高く、安定した学校生活や学習環境の確保が難しい状況となっています。また、背景となる家庭の厳しい状況により児童生徒の抱える問題が年々複雑化・多様化しており、教職員は児童生徒からの相談や保護者への対応に多くの力を注いでいます。しかしながら、学校の教職員だけでは課題解決が困難な事例も多く、専門家や関係機関との連携が必要不可欠な状況となっており、学校と児童生徒に関わる地域やその他の関係機関がチームとなって連携し支援することが一層必要となっています。

今後の方向

児童・生徒の家庭の状況も含めた幅広い課題に対応するため、スクールカウンセラー（※）や子ども悩み相談サポートチーム（※）をはじめとした専門家に加え、家庭児童相談センターや子ども家庭センター等の関係機関との連携を強化します。また、子どもを取り巻く課題解決を図り、安定した学校生活や学習環境を確保するため、「チーム学校」として支援できる体制の充実に努めます。そのため、校内体制を整備し、課題に応じてSSW（スクールソーシャルワーカー）（※）等の専門家が参加するケース会議等を効果的に活用し、福祉的な面も含めた多角的な視点から子どもや家庭の状況分析を行い、具体的な対策を進めます。また、学校が果たす役割を明確にしつつ、学校内においても適切な支援体制の充実に努めることができるよう、子ども悩み相談サポートチーム等を窓口として保護者、児童生徒の相談を受け、学校を支援します。

めざす指標

	現状 (令和元年度)	目標数値 (令和7年度)
子ども悩み相談サポートチーム活用による関係機関との連携回数	464 回	510 回 (10 件/年の回数増加)

【門真市教育委員会調べ】

主な取組

①チーム学校でのサポートの推進

児童生徒が抱える個別の課題によって、子ども悩み相談サポートチーム、リーディングチーム、家庭児童相談センター、子ども家庭センター、こども未来応援ネットワーク推進員・応援団員（※）、警察等の関係機関と連携し、教職員が子どもに関する情報や指導方法を共有した上で課題解決に当たります。また、子どもたちの様々な課題に対応するため、学校や各関係機関が「チーム学校」として、それぞれの専門性を活かしながら解決に向かうことができる体制づくりを進めるとともに、緊急時のサポート体制として、スクールアドバイザーの活用も行います。

②学校内における児童生徒の課題解決に向けた体制づくり

安定した学校生活を送る上での子どもを取り巻く課題が複雑化・多様化する中、学校内において教職員がその解決に向けた適切な支援を行うため、SSW（スクールソーシャルワーカー）を活用するとともに、地域と連携を図りながらCSW（コミュニティソーシャルワーカー）（※）の活用も必要に応じて検討し、学校や各関係機関が担う役割を整理した上で、児童生徒の生活課題を解決するための体制づくりを進めます。

(4) 子どもたちを事故や災害から守るための取組の充実

現状と課題

登下校時や課外学習も含め、子どもが学校生活を送るにあたっては、子どもの安全を脅かす事故や事件、自然災害などが発生する恐れがあります。平成21（2009）年に施行された学校保健安全法では、各学校において学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の策定を義務付けるとともに、地域の関係機関との連携に努めることとされています。

門真市においても、各学校が危機管理マニュアルを作成し、それに則った危機管理体制をとるとともに、各学校において火災や自然災害を想定した避難訓練を必要に応じて登下校時の対策を想定し地域とも連携しながら実施しています。

今後も、より最新の動向を注視し、常に現状に合ったものか確認しながら、見直すことも含め体制を維持していくことが必要です。

今後の方向

各学校が作成する危機管理マニュアルに基づき、学校・家庭・地域・関係機関が連携した危機管理体制の構築及び危機管理対策を実施します。危機管理対策の実施に当たっては、学校、家庭、地域のボランティア等の関係者が協力して子どもたちを見守るなど、地域と一体となった取組を進めます。

めざす指標

	現状 (令和元年度)	目標数値 (令和7年度)
事故・事件・災害等に対して迅速かつ適切な対処ができるよう、役割分担が明確化されていると思う教職員の割合	87%	100% (教職員全員)

【門真市教育委員会調べ】

主な取組

①学校事故の防止

学校における熱中症や体育授業等における活動時・課外活動時の事故の発生を防止するため、教職員全員に対する危機管理マニュアルの徹底を図り、常に安全の視点を持った上で学校活動を行います。

②防災教育の推進

大規模災害の発生に備え、市危機管理課や防災の専門家を招聘した防災教育を実施します。また、大規模災害時には学校だけで児童生徒の安全を確保することは難しいことから、学校ごとに策定した防災計画に基づき、PTA や自治会等も参加可能な防災訓練を実施します。

③子どもの登下校時の見守り活動の充実

小学校区において通学路で「見せる防犯」を行う「キッズサポーター（※）」をボランティアの協力を得て配置し、学校独自のメール配信サービスを活用し、保護者への防犯に関する情報提供を行います。また、市においても公用車に青色回転灯を搭載し安全啓発を行う「青色防犯パトロール」を実施し、職員による安全見守り活動を行います。さらに、警察官 OB を「スクールガードリーダー（※）」として配置し、学校と連携して下校時の通学路を巡回し、今後も一層の児童の安全確保に努めます。

④「子ども 110 番の家」の普及促進

子どもが事故などに遭いそうになり救助を求めてきた際に、警察や学校など関係機関に連絡することにより地域ぐるみで子どもの安全を見守る「子ども 110 番の家」を普及し、「子ども 110 番の家」として活動するボランティアの活動を促進します。

(5) 学校外における子どもの学習支援の推進

現状と課題

昨今の核家族化や都市化の進展また人間関係の希薄化などにより、放課後の学習の場や居場所の確保が求められています。また、本市においては、家庭の事情や経済的な理由により家庭で学習ができない子どもも多い状況もあり、学習したくともできない子どもたちのために、家庭の環境によらず学ぶことができる環境や機会を確保し、学習習慣の定着や希望する進路に向けた学習支援を行うことが必要です。

今後の方向

学校での授業時間以外の学習活動として、地域やボランティアの力を借りて学習支援を実施することで、基礎学力の定着をはかり学ぶ楽しさを知るとともに、家庭における学習支援を行うことにより、学習習慣の定着を図ります。

めざす指標

		現状 (令和元年度)	目標数値 (令和7年度)
学校の授業時間以外の平日1日あたりの勉強時間が1時間より少ない児童生徒の割合	小	50.7%	34% (全国平均)
	中	40.9%	30% (全国平均)

【全国学力・学習状況調査】

主な取組

①「Kadoma 塾」の実施

学ぶ意欲と能力が高いにも関わらず、さまざまな家庭の事情により家庭での学習が難しい市内中学生を対象に「Kadoma 塾」を実施し、高校進学等に向けた学習支援を行います。

②家庭学習への支援

学校における学習に加え家庭においても学習習慣の定着を図るため、家庭学習の意義や実践方法などの具体例を示した「門真市学びのススメ」の周知を行うとともに、具体的な活用を行うための方法等について学校が示すなど、家庭学習を進めるための支援を行います。

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

(1) 計画の共有と確実な実施

計画の推進に当たっては、計画の基本理念や今後の方向性等につき、教育委員会だけでなく各学校の教職員が十分理解し、各々の役割に応じた実践を進めることが必要であるため、共有化を図るための取組を進めます。

その上で、教育委員会においては、自らの役割に応じた実施主体として目標達成に向けた取組を進めるとともに、各学校においては、必要に応じ本計画に沿って学校教育計画や各種計画等を見直すとともに全教職員で共有し、目標達成に向けて教育活動を展開します。

(2) 庁内関係部署との連携

密接に関連する就学前教育や生涯学習の各分野をはじめとしたとの連携を進めるため、庁内の各関連部署においても共有を図り、関係施策・事業とも整合を図りながら計画を推進します。

(3) 関係機関との連携

計画に掲げる取組においては、専門的かつ広範的な内容も含まれるため、地域や保護者、関係機関の理解や協力を求めた上で連携を図り、計画を推進します。

(4) 計画の周知

広報紙や市のホームページで公開するとともに、関係機関へ広く周知します。

2. 計画の進行管理

計画を着実かつ効果的に推進するため、教育委員会において、計画を立て（Plan）、実施（Do）、進行状況の定期的な把握・点検・評価（Check）、その後の取組への反映（Act）というPDCAサイクルに基づいた進行管理を行います。具体的には、計画に記載した取組及び指標について進捗状況の把握を行い、毎年度外部評価委員の審議を踏まえた点検・評価を実施し、次年度の取組の推進及び改善に取り組みます。

また、各学校においても、毎年PDCAサイクルに則って、各学校の教育活動の検証を行うとともに、毎年教育委員会が作成する指導・助言事項等も踏まえ、柔軟な改善を図りながら取組を進めます。

用語解説

あ行

【アクティブ・ラーニング】

主体的対話的で深い学び（課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ能動的な学習）

【インクルーシブ教育システム】

人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的のもと、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み

【AI】

人工知能

【NET】

外国人英語講師

か行

【外国語教育支援員】

外国語（英語）教育を進めるに当たって、授業づくりの支援や学習支援を行うために配置する支援員

【門真市開発的生徒指導】

門真市立小・中学校ですべての児童生徒の自己実現を目的として行う生徒指導全般の取組。受容と共感を基礎に、あらゆる教育活動において自己選択・自己決定・実行を豊富に経験させることに重点を置く。

【学校サポートスタッフ】

教材作成補助、印刷作業、パソコン入力、電話対応等、事務作業を中心とした業務を行うことで教員の事務負担を軽減するためのスタッフ

【門真市学力向上アクションプラン】

門真市における児童生徒の学力向上に特化した具体的な取組についての計画

【門真市就学前教育・保育共通カリキュラム】

門真市すべての就学前の子どもたちに対して、乳幼児期に大切にしている基本的な心身の発達や学びを確保し、円滑な小学校への接続を図るための教育・保育を実施するための指針となる総合的なカリキュラム

【門真市適正配置審議会】

門真市立の小・中学校の規模及び配置の適正化のために必要な事項について調査審議を行う審議会

【門真市版授業スタンダード】

学習指導要領を踏まえ、単元指導目標の達成に向けて計画的、系統的、組織的に授業を行うためのポイントをまとめた、授業づくりの基本方針

【門真市版授業づくりベーシック】

門真市の教職員が、子どもに「どのような学力をつけるために授業を行うのか」ということについて、共通認識をもつために授業の基本を示したもの

【門真市めざせ世界へはばたけ事業】

中学生を対象に英語プレゼンテーションコンテストを開催し、優秀者を対象に海外派遣研修を実施する事業

【門真市リーディングチーム】

市内の支援教育の充実・推進を図るために教育委員会と市内教員で構成されたチーム。各校の要請に応じ、教育相談や教職員の専門性向上のための研修を行う。

【カリキュラム・マネジメント】

新学習指導要領の「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に、組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげる

【GIGA スクール構想】

1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、個別最適化された、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現するもの

【キッズサポーター】

子どもたちの通学の安全を確保するため、通学時に付き添いや通学路・交差点に立つなどにより子どもの見守り活動を行う地域ボランティア

【キャリア教育】

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育

【キャリア・パスポート】

児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのこと

【教育 ICT 化】

子どもたちの情報活用能力の育成、教科指導における ICT 活用、校務の情報化など、情報通信技術により、教育の質の向上をめざすこと

【グローバル化】

社会的・経済的に国や地域を超えて世界規模でその結びつきが深まること

【校務支援システム】

学籍管理や成績管理などの教職員の日々の校務処理を軽減するためのシステム

【合理的配慮（学校における）】

障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享受・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行う事であり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要なとされるもの

【子ども悩み相談サポートチーム】

学校長OBや、臨床心理士、スクールカウンセラーなど専門員で構成し、課題のある児童生徒やその保護者を支援するチーム

【子ども未来応援ネットワーク推進員・応援団員】

門真市が実施する「子どもの未来応援ネットワーク事業」において、地域の見守りの中で支援が必要な子どもや保護者、気になる子どもがいた場合に専門チームである「子どもの未来応援チーム」へ連絡する役割を持つ支援員

【個別の教育支援計画】

障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて、長期的な視点で計画的に支援していくという考えのもと、学校・園が中心となって、関係機関と連携し的確な教育を行うための計画

【コミュニティ・スクール】

学校運営協議会制度を導入した学校。学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み

【CSW（コミュニティソーシャルワーカー）】

地域で支援が人に対して、地域の人材や制度、サービスを活用しながら、必要な支援を行うための調整やコーディネートを行う役割を持つ人

さ行

【サタスタ】

土曜日の小中学校において自習室を開設し、学生や地域ボランティアなどの協力を得ながら児童に学習機会の場を提供することで、学習習慣の定着を図るもの

【自己肯定感】

自らの価値や存在意義を肯定する感情

【自己有用感】

自分が人の役に立つ存在であると思える感情

【自尊感情】

自分の存在を尊重する感情

【情報モラル、情報モラル教育】

情報社会において適正な活動を行うための基になる考え方と態度

【SC（スクールカウンセラー）】

いじめや不登校、暴力行為等へきめ細やかな対応を図るため、児童・生徒の心のケア、保護者・教職員へのアドバイス等を行う心理に関する専門家

【スクールガードリーダー】

子どもの下校時における安全確保のため、通学路の巡回パトロールや危険個所の監視などを行う防犯に関する専門的な知識及び経験を有している者

【SSW（スクールソーシャルワーカー）】

問題行動等生徒指導上の課題に対するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う社会福祉に関する専門家

【地域支援リーディングスタッフ】

支援教育の一層の促進を図るために府立支援学校に配置された教員のこと。門真市リーディングチームと連携し、学校・園の支援を行う。

【超スマート社会（Society.5.0）】

サイバー空間とフィジカル（現実）空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する社会

【通級指導教室】

通級による指導（通常の学級に在籍している発達障がい等の児童・生徒に対して、個々の状況に応じた特別の指導を特別の場で行う教育）を行う教室のこと

【「ともに学び、ともに育つ」教育】

障がいのある子どもを含めたすべての子どもが生活を通して仲間とつながり、支え合い、高め合うことをめざす教育で、これまでに大阪が大切に培ってきた教育

は行

【ハラスメント】

さまざまな場面で、他者に対する発言や行動が本人の意図に関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり不利益を与えたり、脅威を与えること

【非認知能力】

IQ や偏差値といった数値で測れない、コミュニケーション能力・感情コントロール能力、目標に向かって神原力などの点数化できない能力

【ビブリオバトル】

複数の人で集まり、自分の好きな本について紹介し、紹介内容を聞いて最も読みたいと思った本を投票で決定する書評会

【フリースクール】

さまざまな理由により学校に行けない状況の子どもたちが、社会的自立を目指し、安心して過ごせる居場所で、既存の学校とは異なる施設

ま行

【学び舎 Kids】

小学校の放課後において自習室を開設し、学生や地域ボランティアなどの協力を得ながら児童に学習機会を提供することで、学習習慣の定着を図るもの

や行

【ユニバーサルデザイン】

学習方法や教材教具等を工夫し、すべての子どもが、より分かること・できることをめざした授業

資料編

1. 門真市附属機関に関する条例（抜粋）

（設置）

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、執行機関及び上下水道事業管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関は、別表に定めるとおりとする。

一部改正〔平成27年門真市条例4号・28年24号〕

（委任）

第2条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、別表に規定する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が定める。

附 則（平成25年3月28日門真市条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第1条関係）

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務
門真市教育振興基本計画策定委員会	門真市教育振興基本計画を策定するために必要な事項についての調査審議に関する事務

2 門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例若しくは規則の定めのあるものを除くほか、門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 条例別表2の項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の組織、委員の定数、構成及び任期並びに庶務担当機関は、別表に定めるとおりとする。

（委嘱又は任命）

第3条 附属機関の委員（以下「委員」という。）は、別表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから門真市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等及び副会長等）

第4条 別表の組織の欄に掲げる会長又は委員長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）は、委員の互選により定める。

2 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、会長等があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 附属機関の会議（以下「会議」という。）は、会長等が招集し、その議長となる。ただし、会長等が定められていないときは、門真市教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、門真市英語教育活動事業派遣事業者選定委員会及び門真市中学生海外派遣研修事業委託事業者選定委員会においては、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができないものとする。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

一部改正〔平成29年門真市教委規則4号〕

（部会）

第6条 会長等が必要と認めるときは、附属機関に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

- 2 前2条の規定は、部会について準用する。
- 3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長等が定める。

(関係者の出席等)

第7条 附属機関は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則 (平成25年3月25日門真市教育委員会規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表 (第2条—第4条関係)

名称	組織	委員の定数	委員の構成	委員の任期	庶務担当機関
門真市教育振興基本計画策定委員会	委員長 副委員長	9人以内	(1) 学識経験者 (2) 保護者の代表 (3) 門真市立学校長 (4) 門真市立学校教員	委嘱又は任命の日から当該諮問に係る答申を終了する時まで	教育部教育企画課

3. 門真市教育振興基本計画策定委員会 委員名簿

	区分	委員 氏名	役 職
1	学識経験者	◎ 浦嶋 敏之	関西外国語大学 英語キャリア学部 教授
2	学識経験者	○ 野田 文子	関西福祉科学大学 教育学部教育学科 教授
3	学識経験者	新谷 龍太郎	平安女学院大学短期大学部 保育科 准教授
4	保護者の代表	上村 梨恵	門真市PTA協議会
5	保護者の代表	松田 和也	門真市PTA協議会
6	門真市立 学校長	岩佐 美奈子	門真みらい小学校長
7	門真市立 学校長	寺西 照之	門真はすはな中学校長
8	門真市立 学校教員	八木 明子	東小学校教頭
9	門真市立 学校教員	吉岡 記博	速見小学校首席

◎ 委員長 ○ 副委員長

4. 門真市教育振興基本計画策定委員会 審議経過

回	開催日時 (場所)	審議内容
第1回	令和2年8月7日(金) 午後2時 (門真市役所 大会議室)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 委員長・副委員長の選出 2. 会議公開・非公開の決定 3. 門真市教育振興基本計画策定の概要について 4. 門真市の現状について 5. 計画の基本理念等について
第2回	令和2年10月19日(火) 午後2時 (門真市立文化会館 ホール)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 計画の骨子(基本理念及び体系)について 2. 計画(素案)について
第3回	令和2年11月30日(月) 午後2時 (門真市立文化会館 ホール)	計画(案)について
第4回	令和3年2月3日(水) 午後2時 (門真市立文化会館 ホール)	<ol style="list-style-type: none"> 1. パブリックコメントの結果について 2. 答申

5. 諮問書



門教企第65号
令和2年8月7日

門真市教育振興基本計画策定委員会
委員長 様

門真市教育委員会
教育長 久木元 秀平



門真市教育振興基本計画について（諮問）

教育基本法第17条に基づく「門真市教育振興基本計画」の策定に関し、貴委員会の意見を求めます。

6. 答申書

答 申 書

門 教 策 第 7 号

令和3年2月3日

門真市教育委員会

教育長 久木元 秀平 様

門真市教育振興基本計画策定委員会

委員長

浦嶋敏之

門真市教育振興基本計画について（答申）

令和2年8月7日付け門教企第65号にて門真市教育委員会教育長から諮問のありました門真市教育振興基本計画について、計画（案）を取りまとめ、ここに答申します。

門真市教育振興基本計画 2021

令和3（2021）年2月

発行：門真市教育委員会

編集：門真市教育委員会事務局 教育部教育企画課

〒571-8585 大阪府門真市中町1番1号

電話：06-6902-5779

FAX：06-6900-2323



